

環境社会配慮助言委員会 第88回 全体会合

日時 2018年3月5日（月）14:30～17:22

場所 JICA本部 1階113会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

殖田 亮介	みずほ銀行 グローバルプロジェクトファイナンス 営業部 グローバル環境室 室長
久保田 利恵子	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 高度技能専門員
作本 直行	日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮 審査役
清水谷 卓	多機能フィルター株式会社 国際事業部 部長
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 技術部長
田辺 有輝	「環境・持続社会」研究センター（JACSES）持続可能な開発と援助プログラム プログラムコーディネーター
谷本 寿男	社会福祉法人 共働学舎 顧問（元恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授）
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 代表理事
升本 潔	青山学院大学 地球社会共生学部 教授
松本 悟	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 顧問／法政大学 国際文学部 教授
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
森 秀行	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 所長
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

JICA

佐藤 恭仁彦	審査部 部長
富澤 隆一	審査部 次長
永井 進介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
村瀬 憲昭	審査部 環境社会配慮監理課 課長
荒木 康充	アフリカ部 アフリカ第2課 課長
譲尾 進	産業開発・公共政策部 資源・エネルギーグループ 課長
上野 和彦	東南アジア部 東南アジア五課 課長
大野 翔太郎	東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課
柴田 夕羽	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

午後2時30分開会

○村瀬 それでは、時間になりましたので、第88回環境社会配慮助言委員会全体会合を始めます。

まずは、毎回同じご案内で恐縮ですが、マイクの注意点をお知らせします。逐語の議事録を作成しておりますので、ご発言される場合には必ずマイクを使用してお発言くださるようお願いいたします。また、発言の際にはマイクオン、終わりましたらマイクオフということをお願いいたします。本日マイクは三、四人に1本机の上に置いてありますので、恐縮ですが、適宜近くのマイクを回していただき、発言される方へのご協力をお願いいたします。

もう一つ事務局からのお知らせですけれども、1月下旬に事務局から助言委員会での紙資料配布の継続やカラーコピーでの資料配布についてご要望を伺いました。そして、2月のワーキンググループから紙資料配布不要とご連絡いただいた方に対しては紙資料を配布しておりません。また、白黒の紙資料の印刷を標準といたしまして、ご希望いただいた方のみカラー印刷の紙資料を配布しております。本日はお知らせ後の初の全体会合ですので、改めてこの件をお伝えいたします。

なお、事務局からのメールのお知らせにも記載いたしましたが、紙資料配布の再開やカラー印刷での配布のご要望は会議当日の朝10時までにご連絡いただければ対応いたします。ワーキンググループや全体会合を経験されてご不便がありましたら、遠慮なく事務局宛てにご連絡くださるようお願いいたします。

事務局から最後のお知らせですけれども、3月1日付で審査部長の和田が異動になり、新部長として佐藤が着任いたしました。佐藤から一言挨拶がありますので、よろしくようお願いいたします。

○佐藤 3月1日付で前任の和田部長がフィリピン事務所長に配置換えになりまして、後任の審査部長に就任いたしました佐藤恭仁彦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事前に事務方から説明を受けましたけれども、この助言委員会はワーキンググループ含めると開催回数が年間延べ30回にも及ぶというふうに伺いました。委員長の村山武彦先生、副委員長の原嶋洋平先生と米田久美子先生はじめ、助言委員の先生方には何分ご負担の大きい会合であるにもかかわらず多大なご貢献をくださりまして、初めに厚く御礼を申し上げます。

さて、この助言委員会ですけれども、2010年7月に現行の環境社会配慮ガイドラインが施行されたことに伴って設置されたと聞いておりますけれども、設置以来8年間で、来年度前半には5期目となる助言委員の募集が始まると聞いております。この件につきましては事務方から後ほどご説明があるかと思っております。

私自身は、2000年前後に旧国際協力銀行、JBICで当時としては相応に先進的な環境社会配慮ガイドラインをつくったのですが、そのときにメインの担当者として携わっ

ておりました。助言委員のうちの何人かの方とはそのとき以来のお付き合いということで、半分懐かしく、半分震え上がっているわけですが、いずれにしてもこれからの議論を楽しみにしております。

それでは、本日も議事次第のとおり多くの議題が事務局から提示されていますので、私からの挨拶はこのぐらいにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○村瀬 それでは、本日の司会進行は原嶋副委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○原嶋副委員長 それでは今日は私担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速案件概要説明が2件ございますので、始めさせていただきます。

まず、タンザニア国の火力発電所の案件につきまして、よろしくお願いいたします。

○荒木 本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。私、アフリカ部第二課の荒木と申します。お時間を10分少々いただきまして、タンザニア国ムトワラ火力発電所及び送電線建設事業についてお話しさせていただければと思います。

まず事業の概要ですが、タンザニア国、非常に今経済発展が目覚ましく、過去15年間、2000年～2015年の実績が平均6.6%経済成長しております。今後ともこの6%～8%の経済成長は続くと見られています。

他方、電力需要は2040年までに平均11.4%、これは経済成長を上回る電力需要があると見込まれているような状況です。

これに対しまして、タンザニア国では5か年計画を策定し、2025年までの需要を算出しております。非常に大きな需要を見込んでいまして、例えば2020年、現在2015年時点での発電容量は1,455MWですが、2020年にはその3倍に当たる4,915MWにのぼるという試算をしております。したがって、電力開発はタンザニアでは非常に重要なセクターになっています。

タンザニア側は政府目標を達成すべく、ガス火力発電と水力発電を主要な新規電源と位置づけ、ムトワラでは300MW級のガスコンバインドサイクル発電所を建設する計画になっています。

現在の喫緊の課題ですが、経済都市であるダルエスサラームの電力供給がかなり不足しているという状況でございます。そこでムトワラで発電した電力をまず第一にはダルエスサラームに送る。中長期的にはムトワラ近辺の南東部でも電力需要が見込まれているということで、地元でも消費していく。さらに、少し長い目を見た場合には、既にモザンビークとの連系送電線の建設及びモザンビークへの電力輸出ということも視野に入っておりまして、現在MOUが相互政府間で結ばれているような状況でございます。

本事業の目的ですが、タンザニアの南東部ムトワラ市近郊において300MW級のガスタービンコンバインドサイクル発電所を整備するとともに、ムトワラからソマンガフ

ングの間に400kV高圧送電線、約300kmを建設することにより、タンザニアの逼迫した電力需要を改善し、もって同国における経済成長と貧困削減を支えるインフラ開発に寄与するものであるとしています。

対象地域については記載のあるとおりです。

ここで再度事業概要についておさらいをしたいと思います。まず、左の地図の下にムトワラ発電所というのがございます。ここに300MW級のガスコンバインドサイクル発電所をつくっていく。それから、青い点線で書いたところ、これ300kmありますが、400kVの高圧送電線を通していく。そして、その両端に変電所を設置するという内容になります。

事業概要については先ほどお伝えしたとおりです。事業内容については記載のとおりです。

事業実施体制について、補足させてください。借入人はタンザニア政府になりますが、実施機関はTANESCOと呼ばれているタンザニア電力供給公社が担当いたします。運営、維持管理も同様にTANESCOが担当する予定になっております。

今回の調査の目的ですが、事業の概略設計及び実施可能性調査、我々フィージビリティスタディと呼んでいます、それを実施しまして、必要性、概要、事業費、事業スケジュール、実施方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、有償資金協力審査に資するような調査をすることを目的にしています。調査内容については記載のとおりです。

次に、環境社会配慮の概要ですが、今回適用の環境ガイドラインは2010年4月に発効した環境社会配慮ガイドラインであります。カテゴリ分類はAとなっております。火力発電セクターに該当する案件はすべてAというカテゴリとなっております。環境許認可について、タンザニア国環境管理法に基づくものでありまして、EIAを管轄する部署が国家環境管理審議会となります。

汚染対策ですが、工事中は大気質、水質汚濁、廃棄物、騒音・振動等が発生することが想定されています。また、供用後は発電所による騒音、大気排出、温排水等の発生が想定されています。

自然環境面については、発電所サイト周辺にマングローブが群生していますので、若干の伐採が必要となる可能性がございます。伐採についてはタンザニア森林局の許可が必要となっております。送電ルートは、主に幹線道路沿いが中心ですが、ルート周辺に森林保護区、重要野鳥生育地などがございまして、必要に応じて配慮検討していくことにしております。

社会環境面として、発電所等用地が150haございます。また送電用地としまして延べ1,350haございます。この取得が必要でして、若干の住民移転等が発生すると考えています。移転規模の確認と、事業者による適切な補償、支援策の策定支援のためのRAP案を作成する予定にしています。

発電所サイトの一部は周辺村落の小規模漁業のため船着き場となっていますが、代替地整備など事業者とも検討の上、RAP案作成の中で支援策を検討していく予定となっています。

発電所サイトについては比較検討を行っていきまして、1つが、ミキンダニというところ、地図で見にくくなっていますが、ミキンダニ、右のほうですね。それともう一つ、キシワというサイト、この2つを比べています。重量物の運搬ルート、海水冷却の適用可否、近隣住民への影響、近隣漁民数、土地利用計画の制限等を比較して、今回キシワサイトを発電サイトとして選定しております。

ミキンダニのサイトのほうは住民が多い地域でして、もともとサイトになっていたところは住宅居住地区になっています。それに対してキシワサイトのほうは数が限定されていきまして、開発サイトということになっています。これらも勘案して比較検討したところ、今回キシワサイトのほうが環境へ与える影響が少ないと判断しております。

キシワサイトの図です。海から湾が中に入ってきているサイトになりまして、かなり広い地域が湾になっているような状況です。下に縮尺、1kmの縮尺を載せています。かなり湾の面積も大きなところ、そのキシワサイトに対して発電所を建設していく計画としています。マングローブが近くにあり、また塩田がその後ろ側にあるサイトになります。

次は送電線のルートについてです。幾つか送電線ルートを考えています。ここでは赤い推奨ルート、そして青い代替ルートの2つを載せています。ルート選定については、先方からもなるべく用地取得が少ないルートにしてほしいという要望もあり、主に道路沿線を通る道とパイプラインを通るようなルートの2つをミックスした一番用地取得の影響が少ないルートを今回選定しようと考えております。

具体的には、ムトワラの発電サイトから青いラインに送電線が入り、主に道路に沿ったような送電線の計画にしています。

次はさらにその上に入ってきてまして、ここも同様に道路に沿った配電ルートとしています。

この送電ルートのサイトの近くには国立公園や保護区がございます。その位置を確認して、それを避けるようなルートを選定しております。

次には、貴重な野鳥への影響も考えながら今回ルート選定というのをしていきたいと考えております。

今後のスケジュールですが、今後スコーピング、EIA案、RAP案というのを策定していきまして、ここにあるようなスケジュール感で進めさせていただければと思っております。

以上ですが、終わらせていただきます。

○原嶋副委員長 ありがとうございます。

まだワーキンググループの日程は決まっていなくてございますけれども、詳細はワーキンググループのほうでご議論いただくということです。大きな点で何かご質問や確認事項ありましたら、遠慮なくご発言ください。

○森委員 ご説明どうもありがとうございました。

いつものことで恐縮なんですけど、温暖化の関係でNDCとどういうふうな整合性を持った位置づけになっているのかご説明をお願いします。

それから、2つ目、ちょっと詳細にわたりますけれども、国のGDPの成長率よりもエネルギー需要の成長のほうははるかに高いと、これはどういう要因があっということになっているのか。6~8%ですね、GDP。だけれども、電力セクターでは11.4%と、どうしてこうなっているのかということをご説明いただけたらと思います。

それから、3つ目ですけれども、2020年までに4,915MW、今2018年ですね、既に。今の現状はどうなっているんだろうかと。これ実際にこの計画稼働するのはいつごろになるのかと、そのあたりもちょっと教えていただければと思います。よろしく願います。

○荒木 すみません、1点目のご質問がよく聞こえなかったもので、再度お願いできればと思います。

○森委員 ごめんなさい、タンザニアもパリ協定のメンバーになっていると思います。パリ協定のメンバーでありましたら、将来2030年までにこうするというような計画を出していると思うんですけども、Nationally Determined Contributionというやつ。そこに予定されているCO2の排出量とこの計画の整合性についてご説明くださいというのが第1点目です。

○荒木 はい、ありがとうございます。1点目については、確認の上追って回答させていただければと思っています。

2点目、国の経済成長よりも電力需要のほうが多いのはなぜかですが、やはり国がちょうどこれから中進国入りに向けてどんどん発展しようというときに、工業化や住民生活の質の向上への需要、特に都市部を中心に非常に大きな需要がございます。そういう需要に対し、大きな投資が必要になってきているということが1つ言えると思います。

それと、現状の今の発電量については手元にデータがございませんので、これも追って確認した上でお知らせさせていただければと思います。

本件の工事完了時期は、現在のところ2022年を想定しております。

以上です。

○森委員 すみません、1点目と3点目また後ほどということだったんですけども、3点目で経済成長率よりもエネルギー需要が高まることについて、潜在的な需要もあるとか工業化とかということをおっしゃられました。そういう要素もあると思いますけ

れども、もう一方で多分さっき言ったNDCみたいなどころではエネルギー効率をさらに改善するとかそういう政策もあるはずなんですよね。だから、両方のファクトがあると思うんです。なので、そのあたりについても本当にどのくらいいるんだろう、ひょっとして推計とかなんか随分と昔にされていて、そういうエネルギー効率の改善とかそういうことを考慮されていないのかなと思ったものですから質問させていただきました。一応質問の趣旨をご説明させていただきましたので、よろしくお願ひします。

○永井 すみません、事務局から。これはスコーピングのワーキング資料に含める形でご回答させていただければと思います。NDCは認識して確認しておるんですが、先方政府に確認しないと彼らも意図がわからないので、確認を進めているところです。こちらも含めまして、スコーピング案資料に含めてご説明させていただければと思います。

○田辺委員 タンザニア向けの天然ガス火力発電所はJBICもやってらっしゃると思うんですけれども、この案件がなぜJICAなのかということをお教えいただければというのと。

あともう一つは、ダルエスサラームから大分距離が離れていて、300kmぐらい離れているということで、なぜここまで遠隔地に建設しなくちゃいけないのかというあたりをお教えいただけたらと思います。

○荒木 ありがとうございます。

まず1つ、確かにダルエスサラームの近いキネレジというサイトにJBICローンで投資が行われております。今回の場合にはご指摘のとおり、ダルエスサラームからかなり離れたサイトになりますし、そこに対して電力供給、発電所をつくっていくという初めての計画になっていきます。立地はすぐそばに天然ガスがあるという利便性がある地域です。そういうところを開発する際に、今回ODAでやはり開発というのを進める意義があるのではないかと考えています。

そして2点目のご指摘ですが、ダルエスサラームへの電力共有というのは喫緊の課題ですが、なぜそういう遠く離れたムトワラのサイトが候補になったのか。これはいろいろサイトをマスタープランの中で探しました。その中で、今回の場合1つキーとなったのが、距離が離れると電送ロスがあるのですが、それよりも海水冷却のロスのほうがロス率が低いということがわかりました。そのために海水冷却が使えるような施設というのを考えた場合に、ムトワラの沿岸にある地域には優位性があると考えております。

○日比委員 保護区に関してなんですけれども、幾つかの代替案も含めたルート選定の中で、可能な限り避けるというふうにおっしゃったんですけれども、現時点で避けられない可能性というのがあるという認識でよろしいでしょうか。ガイドライン上でいけば可能な限りではなく、原則避けるということになっているので。

○荒木 まだ詳細なルート選定というところまで、詳細というか現地ですべて踏査し

たわけではないのですが、現時点の段階としてはすべて避けられております。また、これから詳細な設計をする上で、もしそういうところ避けられないようなところがあれば、今後どうしていくかというのを考えていく、スコーピング案として考えていくこととなります。

○原嶋副委員長 よろしいですか。

それでは、この件につきまして幾つか宿題もございましたけれども、その点はワーキンググループでご議論いただくということで終りにしたいと思います。

続きまして、ブータン王国の電力マスタープランにつきましての案件の概要説明をお願いします。

○譲尾 それでは、ブータン王国電力マスタープラン2040策定プロジェクト（開発調査型技術協力）ということで概要説明いたします。私、担当しております産業開発公共政策部、譲尾と申します。よろしくをお願いします。

本日、6つの項目について説明したいと思います。まず、調査の背景、概要、それから調査内容ですね、3つ目が環境社会配慮の基本事項、4つ目がその方針の概要、5つ目が今回助言をお願いしたいこと、それから最後にスケジュールを簡単に触れたいと思います。

調査の背景といたしましては、ブータン政府、水力開発、経済開発にかなり力を入れております。現在実施中の第11次五か年計画、これは18年まで続くものですが、その中で水力開発の促進と送電網の強化ということをかなり重点的に行うという方針を掲げております。

国内需要が大体三百数十MWぐらいということで、4分の3ぐらいはインドに売電をして、その収入を得ているというふうな構造になっています。国家収入のうちの2割ぐらいがそれを占めていて、発電による電力収入が相当程度経済的な貢献をしているということがわかりいただけるかなというふうに思います。

包蔵水力、技術的に開発可能な水力発電の規模なんですけれども、それが大体23GW、2万3,760MWぐらいと見積もられています。そのうち既に開発されているものはまだ7%程度となっています。1,600MWぐらいです。冒頭申し上げた五か年計画ですね、その中でもKPIで相当程度な開発をしていきたいと思いますというふうな目標が立てられていまして、数値で言いますと大体4.5GWぐらいを開発しようというふうな目標が立てられているところです。したがって、現状目標からすると少し遅れぎみということがわかりいただけるかなというふうに思います。

それを開発する上で何をしてきたかと申し上げますと、まず2004年に電力マスタープランを策定いたしました。ただ、それ以降、なかなか更新がうまく進んでおりませんので、これから水力を経済的な発展に向けてしっかり持続的な形で開発していくという上ではマスタープランを再度改定していくことが非常に重要かつ喫緊の課題であるというふうに考えているところです。

こちらが調査の概要になります。調査スキームとしましては、開発計画調査型技術協力ということで、政策、それから長期的な計画をつくるときにJICAで持っているスキームでして、主に現地の調査とか分析を通して持続的な形で長期的に水力発電どうすればいいかということをご提案するようなスキームになっております。

目標年度の2040年、長期的な目標ですので、これから25年程度先のことを考えながらどういうふうな施設投資をしていくかということをご考えていきたいというふうに思っております。

対象地はブータン全土。カウンターパートとなります実施機関は経済省の水力発電・電力系統局といたしまして、水力開発のプランニングですとか系統のプランニングとかそういったことを中心に担当している部局になっております。

関係官庁としまして、ライセンス特許を与えるような機関がありまして、電力規制庁というんですけれども、そこと、あとは電力会社、それから発電会社、実際に発電をしたりとか投資をしたりとかいう会社が関係機関として挙げられております。

このページでは調査の概要ということで、どういうことを主に調査をしていくかということをご5つぐらいまとめております。1つ目が、水力開発計画の策定ということで、前回の2004年のマスタープランで幾つか候補地が挙げられております。具体的には80カ所ぐらい既に開発候補地が挙げられているんですけれども、その中で情報をアップデートしながら今回20ぐらいに絞り込むと。20ぐらいのエリアに対して可能性のあるところに対して現地を踏査しまして、どこが最も環境面、経済面、技術面等含めて開発の優先順位が高いかということをご特定していきたいというふうに考えております。

2つ目が、送電系統開発計画ということで、優先順位の高いサイトと送電をどういうふうにつなげていくか、当然インドとの関係もございまして、どこからインドに電気を出していくかということも考えながら送電計画をつくっていくというのが2番目になります。

3番目が、環境社会配慮ということで、ブータンにおける各種環境社会配慮の法制度、手続、ガイドライン等しっかりレビューいたしまして、SEA、戦略的環境社会配慮の評価を行うということをご考えております。

これらまとめてまして、マスタープランとして取りまとめをする。それとあわせて、5つ目なんですけれども、技術協力の一環で行いますので、マスタープランづくり、マスタープランの中には現状の調査、踏査の方法ですね、あとは将来的な需給をどうやって見通すか、あとは系統の安定化をどうやって図っていくか、どれぐらいお金がかかるのか、国家の経済、財務に与える影響はどれぐらいか、当然環境社会配慮にどういうふうな影響を与えていくか、そういったことを包括的に、今後ブータンのカウンターパート、パートナー自身がやっていける能力をつけるということをご最後の大きな目標として掲げております。

留意事項が書いてございますけれども、本開発計画調査型技術協力、あくまで目的

はマスタープランをつくることにあります。ですから、個別地点に対して開発の計画、概略設計をすとか、積算をしていくとか、そういったことは想定しておりませんので、より前段階の可能性のあるエリアを特定していくという手順をつけていくと、そういうことを目的にしています。したがって、候補地点についてはEIAをするというのではなくて、環境社会配慮、自然条件等の関連からネガチェックをしっかりと行っていきたいというふうに考えています。

こちらブータンの全土をあらわした図です。水系が4つぐらいあるんですけども、大体そのライン沿いに水力発電所のポテンシャルサイトがあるとお考えいただければというふうに思っています。現状ブータン、5万分の1の地図がありまして、JICAでも今南部を中心に2万5,000分の1の地図の作成支援をしているところです。候補地の絞り込みに当たっては机上でGISなんかも使って現状を机上、地図上で見て、それで絞り込みをある程度した上で現地に入っていくというふうな流れを考えています。

このページに書いてございますのが環境社会配慮の基本事項ということで、皆様よく御存じのことだと思いますので詳しくは説明いたしませんけれども、基本的にはガイドラインに従ってしっかり評価、分析をしていく。カテゴリはAとなっております。

環境許認可なんですけれども、ブータンの環境法令に従いまして、マスタープラン策定段階で国家環境委員会、NECというんですけれども、そこに諮りながら承認のプロセスですとか内容についてしっかり説明して合意をしていくということを考えています。

こちらがもう少し詳しい環境社会配慮の調査の中身ですね。4つぐらいあるんですけども、上から申し上げますと、汚染対策、工事中を通してどういうふうな影響が周辺に発生し得るか、騒音の面もありますし、水質の面等もあります。そういったことをしっかりスコーピングを、どういうふうなスコーピングやるかということを考えていきたいというふうに思っています。

2つ目が自然環境面ということで、生態系ですとか、こちらも自然に与える各種の影響が想定されるのであれば、それはどういうふうなものかということのスコーピングをしっかりしていきたいというふうに思っています。

3ポツ目に書いてございますけれども、保護区、幾つかのカテゴリに分かれています。1つ目はコア・ゾーン、2つ目が多目的使用ゾーン、3つ目がバッファ・ゾーンとなっております。ブータンの制度では許認可をしっかりと得られれば、コア・ゾーンを除く保護区内の事業も認められるというふうになっております。

ちなみに、3つのゾーニングにつきまして一番下に①から③まで書いてございます。バッファ・ゾーンにつきましては、人間活動と自然保護との干渉帯として設定されておる場所というふうに認識しています。

これが残りの調査項目です。上のほうが社会環境面ということで、河川流量等についても影響を与える可能性がございますので、そういったものが最小限になるように配

慮すると。用地取得がある場合につきましても、現状の法制度とか、また影響がどれぐらいありそうかというSEAに基づいて評価をしていると。

その他のところに書いてございますけれども、ステークホルダーミーティング、現状は4回想定しております。チドミは既に調査を開始する時点でティンプにおいて行いました。今回調査を行いますティーワードと、あとはどういうふうな形でこれから関係者との意見交換をしていくか、そういったことを話し合いを行っております。

地元、調査対象地でDzongkhag、Gewogという行政体があるんですけれども、そことの関係者ですとか、あとは影響を与える可能性のある住民等にSEAのスコープはどうすればいいかということはしっかりヒアリングをしていきたいというふうに思っています。

助言対象ということで、今回の助言委員会ですね、本調査を行うに当たりましてぜひご助言をお願いしたいという点が2つございます。1つ目が、SEAのためのスコーピング、2つ目がSEAの報告書、2年間ぐらいかけて調査をするんですけれども、その過程で提出させていただく報告書につきまして案についてご助言いただければというふうに思っています。

最後ですが、こちらが調査のスケジュールになっております。昨年12月から開始いたしまして、2019年11月までの約2年間で想定しております。そのうちに複数回現地にミッションを派遣いたしまして、ステークホルダーミーティングにつきましても今年度3月までには1回、来年度5月、10月、再来年度に1回、合計4回を想定しています。

助言委員会は、スコーピング案をワーキンググループのほうで一度ご提示させていただきまして、最後のドラフトファイナルの予定が2019年7月、合計2回予定をしております。

簡単ですけれども、以上で概要説明を終わりたいと思います。

○原嶋副委員長 それでは、今のご説明に対してご質問等ございましたらご発言ください。

○日比委員 ありがとうございます。水力発電所のことでわからないのでちょっと教えていただければと思うんですが。1つは包蔵水力という用語があったかと思うんですけれども、これは物理的なポテンシャルに対して現在が7%という理解でよろしいですか。例えば環境や地形の状況とか社会的な状況によってどうやっても使えないポテンシャルというものもあるかと思うんですけれども、それに対してというよりは物理的に見たらこれだけあるんだけれども、そのうち7%しか使えていないという意味でいいのか、理解するために教えていただければというのが1点と。

それから、2つ目、非常に興味深いプロジェクトだと思うんですけれども、特にブータンは水が豊富ということなんですけれども、やはり2040年を目途にと考えていくと、気候変動も進みますし、多分既に水量とか降雨量あるいは氷河の融解の速度とかかなり変化が起こっているかと思うんですけれども、そのあたりどのように見ているのか

というのと。その中で水を考える場合には森林の被覆というのが非常に大きな役割を果たしていると思うんですけども、その森林の保全の政策とこの水力発電の政策というのがどのような整合あるいは連関を見ながらされていくのかというのを教えてください。。

○譲尾 ありがとうございます。

まず1点目なんですけれども、おおむねご認識いただいているとおりの定義かというふうに考えております。ポテンシャル自体は、お金をどんどんかければ、あと環境的に非常に負荷をかけることが許容されるのであればもっと増えることもあると思うんですけども、書いてございますとおり、妥当なラインで考えると、大体ここに書いてございます23.7GWぐらい、8GWぐらいというふうに今のところは考えられていません。

2つ目なんですけれども、ブータンに弊機構からミッションを出した際に、カウンターパートのパートナーの機関からは気候変動の影響をどういうふうにごこの中で考えていくのかということとは照会があったんですね。弊機構のほうで実施していますSATREPS、科学技術研究協力というスキームがあるんですけども、そこで大学の方とブータンの氷河にどういうふうな影響がこれから発生し得るかというふうな研究はしたりはしているんですけども、こう実務的なマスタープランになると、ちょっとどれぐらい学術的なモデリングが適合できるかというのが十分に確約を持って申し上げることが必ずしも容易ではないのかなと思っております。したがって、今のところはこのスコープの中で気候変動を中心的にしているということはまだちょっと考えていないというのが現状です。

3つ目の森林の被覆、非常に大事なポイントかというふうに思っております。環境社会配慮を検討していく過程で関連する政策ですとか、あとは森林の保全状況とかレビューいたしますので、その中で現状の森林の政策ですとか、仮に水力発電すればどういような影響が与える可能性があるか、そういったことはしっかり考えていきたいというふうに思っております。

○森委員 このマスタープランについて戦略的環境影響評価を実施するという方針、すばらしいと思います。ぜひいい形でそのSEAを実施していただければと思います。その上で、SEAですから、それ実施するときにぜひ検討していただきたいことを4点ほど申し上げます。

最初、ブータンですから、ブータンは国の方針としてGross National Happinessという有名なやつですけども、そういうことでGDPじゃなくてハピネスを最大化するというのを方針として国づくりを行っています。その中にはやはり人と人とのつながりとか、社会的側面随分と協調しておられますので、ここにもダムとかつくったら立ち退きとかコミュニティの方にどういような影響を与えるとか、可能性として書いてありますけれども、そういう国全体の方針があるので、そういうGNHとの関連で特にそうい

うあたりどういう影響があるのかというのをしっかりと見るのが大事だと、これが第1点目です。

第2点目ですが、先ほど日比さんから温暖化の話がありましたが、温暖化のほうでは多分2つ大事になる。だから2点目と3点目でしょうけれども。さっき言われたアダプテーションの関係、実際ヒマラヤとかそういうところではもう影響が出ている。突然の洪水になったりとかいろいろありますから、そういうアダプテーション、さらにそれが将来進んでいくということを考えた上で、災害の発生とかそういうことも含めてこのダム計画とかなんかをしっかりと立てていく必要があると、このように思います。

それについて、先ほどSATREPSの話がありましたけれども、別に日本のSATREPSだけじゃなくて、こういう研究はいろいろなところでされてきていて、例えばネパールにあるICIMODという国際研究機関があります。ヒマラヤに関係している国々。そこでそういう研究とかかねてからずっとやっていますので、ブータンもメンバーですから、そういう情報も集めてSEAをやっていただくのが大事かなと思います。それが2点目。

3点目がだからまた温暖化で、今度緩和のほうですけれども、ブータンは多分既に今でもgreenhouse gasの排出はネットでマイナスになっていると思います。ですが、そうではあっても、さっきのタンザニアのところでも言いましたように、NDCというのをつくっていて、どれだけどういう形で商売やっていくのかということを書いてあると思いますが、それとの整合というのをぜひ見ていただけたらありがたいと。世界的に2050年までにネットでgreenhouse gasをマイナスにするとかそういうことを言ってますけれども、言ってみればそういう面というリーダーの国かもしれませんよね。特に途上国にあって。なので、そういうNDCとの整合というのもしっかりと、SEAですから、ご検討いただけたらと思います。

それから最後に、インドとの関係ですけれども、多分今でも4分の3輸出しておられるということだから、これで発電容量増えるもの相当部分はインドへの輸出を考慮しておられる。これをどう見るかということもありますけれども、少なくとも環境の面からいうと、インドの電力、インドの中での電力需要に相当程度貢献すると。しかも水力発電なのでインドのCO2発生量を抑えるという効果はあるんじゃないかと思うんですけれども、それは一体どのぐらいなのかということのも1つ、ちょっと国をまたぎますけれども、重要な評価ポイントかと思います。

以上、4点です。

○譲尾 貴重なコメントどうもありがとうございました。

1点目についてはおっしゃるとおりだと思います。ブータン、自然を非常に大切にしているということに加えて、社会的なつながりですとか文化的な伝統とか非常に大事にしていると思いますので、ご指摘いただいたような点、GNHですね、しっかり各項

目についてどういうふうな影響があるのか考えていきたいというふうに思います。

2点目につきましても、ご提案いただいたようなICIMODのデータとか、あと関係機関が有している各種データ、そういったものをしっかりレビューをして、どういうふうな将来的な影響を与えるかということは考えたいと思います。

3点目と4点目ですね、NDCの関係、国内、それからインドの双方についてどういうふうなよい影響を与える可能性があるのか、あとは整合性、しっかり考えていきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○原嶋副委員長 あとよろしいですか。

1点だけ簡単な質問ですけれども、このマスタープランでは水力以外のエネルギー源、再生可能エネルギーも含めてですけれども、それは考慮しないんですか。

○譲尾 今回は水力を中心に考えております。再生可能エネルギーのマスタープランも一応ADBがたしかお金をつけてやっていたというふうに認識していますので、それもどういう結果があったのかということは情報共有しながら進めたいというふうに思っています。

○作本委員 マスタープランづくりに協力されるということで、先ほど森委員と同じようにいい仕事になってくれることをお願いしたいんですけれども。JICAとしてはこのマスタープランづくりに協力するというのでSEAの仕事を果たしたというふうに私には考えられるのですが。国内法でのこのSEAという対象と、このマスタープランづくり、これを協力する、これで承認を得て、同じというか重なる内容になるんでしょうか。むしろブータンで国内法で定めるところの戦略アセスという仕組みからはみ出る部分とかそういうことはないんでしょうか。

あともう一つは、同じ関連で、現在の旧マスタープランというのはどういう位置づけになっているんでしょう。改定が必要だということはわかるんですけれども、この戦略アセスとかありまして、この古いマスタープランの下では仕事ができないという状態になっているんでしょうか。ちょっと教えてください。

○譲尾 はい、ありがとうございます。

1つ目のご質問なんですけれども、国内でSEAに関してやっていきたいと思いますというふうな法律はあるんですけれども、具体的にどういう手続でどういうふうにするかというガイドラインがまだ今施行されていないんですね。したがって、現状どういふふうになりそうかということは現地ですっかり意見交換をいたしまして、仮にJICAもしくは一般的に考えられているSEAとの間で齟齬がありますとか整合していないとかいうところがあればしっかりそこは整合できるような形で先方と協議をして合意をしたいというふうに思っております。

2つ目なんですけれども、古いものがまだ現状では有効ですという認識です。したがって、今の開発自体はそれを元にいろいろ要所要所で修正なんかしながら使っている

というふうに認識しております。

○谷本委員 すみません、1点お願いします。ネガティブチェックを環境社会配慮、自然条件、ネガティブチェックを行っていくというふうに書かれています。それに対して少し気になるのが、ダムをつくるというふうなことが書かれているわけですね。ダム建設工事中にという。必ずダムなんですかということですね。できるだけ自然に、あるいは土地収用等考えれば、森林なんかも特にそうですけれども、流れ込み式でも十分だというふうなことも考えられるわけですから、そのあたりも最初の指針のところではやはりきちんと入れていただきたいというふうに思います。これも1つお願いです。

○譲尾 ありがとうございます。非常に大事なポイントだというふうに思います。ダムにするか、それとも流れ込みにするか、またダムでもどういう形式にするか、そのあたり幾つもの視点で検討していきたいというふうに思っております。幾つもの視点と申し上げたのは、技術的な面もございますし経済的な面もございますし、当然環境社会配慮の面もございますので、包括的に見たときにどういう開発が一番持続的な開発という意味ではふさわしいのか、そこはしっかり考えていきたいというふうに考えております。

○清水谷委員 1点質問と、それから意見を述べさせていただきます。

質問なんですけれども、このたびの2040年に向けての計画を策定されるに当たって、80カ所から20カ所に絞り込まれるというところの根拠なんですけど、これは2040年に向けていくらのエネルギーを供給する予定があるということから決めておられるのでしょうか。

○譲尾 ありがとうございます。

もともと80カ所というのが前回のマスタープランで上がってきたものをベースにしております。20カ所というのは必ずしも20カ所を全部開発するというのではなくて、プライオリティをつけたときにどれぐらいまでが先ほどお示した地図で上がってくるかということを出すための目安と考えています。

○清水谷委員 実はその質問をさせていただいたのは、SEAをされるということで、社会面や環境面についていろいろ想定されておられるんですけども、SEAの基本というのが経済面と社会面と環境面というこの3つの比較考慮ということですので、やはり経済的に1つ1つのその水力発電設備がどのぐらいのポテンシャルがあるのか、やはり効率のいいところを優先していくということも必要ですので、今回調べられる内容の中にはいかに発電能力が高いところとか効率がいいところかということも同時に調べられる必要があるのではないかと考えております。それが意見です。

それから、自然環境面でいろいろ調べられるというところで、資料がありましたけれども、実際にダムをつくるのか流れ込みなのかということもありますし、それからその設備を建設するに当たってアクセス道路だとかそういうところも入りますし、それからいろいろな材料と言いますか、例えば骨材はどこの地域から運び込むのか、

そういうところも含めて全体的な順位をつけていただければと思っております。

○譲尾 非常に重要なご意見ありがとうございました。

1つ目につきましてはおっしゃるとおりだと思います。経済的なプライオリティに加えて環境、社会、あと技術的な面、いずれもしっかり考えていきたいというふうに思っております。

2つ目、アクセスはブータンに水力を検討する上で非常に重要なポイントだと思います。地形が非常に急峻で、まずアクセスが非常に難しいというエリア結構ございますので、それをどうやってアクセスを確保していくのか、そこは環境社会の観点もございますし、経済もございますし、多面的にそちらも考えていきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○原嶋副委員長 それでは、一応この案件についてはここで区切りにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、スケジュール確認をお願いします。

○村瀬 それでは、スケジュール確認をいたします。議事次第の裏の2ページ目をご覧ください。日程表のところ、4月までの担当委員のところに○がついているところはお出席確認済みです。それから、5月以降は事務局で割り振らせていただきました。

お知らせですが、先週金曜日に事前送付しました会議資料の中で、4月2日、月曜日にバングラデシュのマタバリ港開発の案件がワーキンググループの議題として仮設定されておりましたけれども、今朝のメールでご案内しましたように、キャンセルとなりましたので、この部分は修正されております。

それからあともう一点お知らせがあります。5月後半の18日以降のワーキンググループの開始時間が14時半になっております。これは会議室の予約の都合で変更したものですので、30分遅れの開催についてご了承くださるようお願いいたします。

そういうことで、現時点でご都合が悪い方などございましたら、この場でご発言をお願いいたします。長谷川委員。

○長谷川委員 長谷川ですけれども、5月7日の分を14日移動していただくとありがたいです。

○村瀬 長谷川委員、5月14日への移動ということで承りました。

他はよろしいでしょうか。

それでは、またご都合の変更などありましたら、事務局宛てにご連絡くださるようお願いいたします。

○原嶋副委員長 今のブータンの件で、今のですとすると、4月16日にブータンの案件が入るというふうにご説明があるんですけども、それはこちらには反映されていないんですけども。まだ未確認ということではよろしいですか。

○永井 まだ調整中でございますので、確定したらまた皆様にメールでご連絡させて

いただきます。

○原嶋副委員長 それでは、スケジュールよろしいでしょうか。特になければ次に進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、助言文ということで4件ございますので、順次進めさせていただきたいと存じます。

まず、第1の案件が、スリランカ国の公共交通システムの案件でございまして、林委員に主査をお願いしておりますので、ご説明をお願い申し上げます。

○林委員 スリランカ国新総合都市公共交通システム導入事業（協力準備調査）DFRの助言の説明をさせていただきます。

2月16日にワーキング開催されまして、加藤委員、田辺委員、村山委員と私の4人で担当させていただきました。

全部で25件ほど意見が出ました。これは去年の4月ぐらいですかね、たしか案件説明をされているものでして、高架のLRTを整備するという事業です。助言のほうの1枚めくっていただきまして、以下6件の助言が上げられてございます。まず1点目が、環境配慮ということですが、動植物、生態系への二次的影響に関するモニタリング方針についてということで、FRに記載することということが1件出されてございます。

それから、社会配慮につきましては4件ですけれども、小作人のための職業訓練等の生計回復策の実現可能性についての他の案件の教訓と、その反映方針をFRに記載することというようなものが1つ目。

2つ目は菩提樹関係でございまして、沿線に14本か15本菩提樹影響を受けると、剪定されるものがあるというようなことがあって少し影響がという話があったんですけども。その絡みと、もう一つは、この交通機関の整備に伴ってアクセス性について少し懸念がということで、菩提樹、またその周辺施設へのアクセス性の確保及び神事、祭事への参加者の集中への配慮等を記載することということが上げられてございます。

社会配慮3点目ですけれども、新しい交通機関が整備されるということで、既存交通手段の営業者への影響を緩和策について検討する、FRに記載することということが上げられています。

助言の最後ですけれども、沿道の学校を利用する子どもへの通学への影響についての配慮ということで、緩和策を検討し、FRに記載することということが上げられてございます。

助言については以上です。

論点についてですが、本件ステークホルダーミーティング等少しいろいろ中身がかなり充実されているんじゃないかという評価がされているということが委員の中からコメントが出されたということで、JICAのほうからいろいろステークホルダーミーティング等についてのいろいろな配慮をされているというような説明をいただいているということでございます。ちょっと長いので一字一句読むことは控えますけれども、

そういうようなことが、今後の論点ということで、今後の他の事例等で有用ではないかという点が整理されているということでございます。

以上です。

○原嶋副委員長 それでは、他にこのワーキンググループにご参加された委員の方から何か発言、補足などありましたらお願いします。

あと、全体にわたってご質問や確認事項がありましたらご発言をお願いします。

ちょっと1点だけ、言葉で確認させていただきたいんですけども、1番目、生態系への二次的な影響というのは、一次と二次はこの場合どういうイメージで分けたらよろしいのか。

○村山委員長 この案件については先ほど林主査からもありましたように、相当程度の配慮をしている案件だということで、他の参考にもなるということなんですけれども、その中の1つの観点は生態系への影響で、基本的には自然保護区については避けてルートが検討されたということです。これはスコーピングの段階では保護区の中も通る案も1つの選択肢ということになっていたんですけども、それは避けるということに進んでいました。ただ一方で、直接的には影響ないかもしれないけれども、間接的に影響がある可能性はあるので、その点についてはモニタリングの段階で可能な範囲で検討してほしいというのが趣旨です。

○作本委員 ちょっと文言のことだけで、内容にかかわるところではないんですが、3番なんですけれども、菩提樹で点があって、またはその周辺施設へのアクセス性と書いてあるんですが、これちょっと文章がどのようにつながるんでしょうか。菩提樹は彼らが大事にする木だというのはわかっているんですけども、菩提樹がその施設でもないし、そのというのは何を受けているのか、ちょっと文章の表現だけ教えてください。

○林委員 私の理解ですが、菩提樹は、道路沿いとか幾つか建物の中だったりどこかの道路の真ん中っぽいところだったりいろいろあるんですけども、お寺みたいなどころにあったりとか、そういうもので、菩提樹はいろいろなところにある。菩提樹と菩提樹を加えてその周辺、寺院のような施設と、そういうもので、菩提樹イコール寺院ではない。この案件の場合は15本ぐらいあって、その意味で菩提樹ポツで、またはその周辺のということで、菩提樹だけのものは菩提樹だけ、菩提樹プラスその周辺施設のアクセス、多分そういうような趣旨だったと思います。

○作本委員 ご説明ありがとうございました。じゃあ、菩提樹は一応これは独立していると、保護の対象として独立していて、またはその周辺施設ということで分けたというふうにこの文章を読んでよろしいですね。

○林委員 一応「その」は「菩提樹の」と。

○作本委員 わかりました。

○升本委員 すみません、本質的なところというよりはこの論点なんですけれども、

どういふものを論点にすべきかというのには継続的にいろいろ悩みがあると思うんですけども、今回の場合はすごくよい調査だったと。他の事例の参考となるような仕組みがあるとよいとコメントがなされたということに対して、よくできた取組をこういうふう羅列しているだけなんですけど、この論点の趣旨というのはこういうよい事例をJICA内もしくはコンサルタントさんの中に共有するシステムがあればいいんじゃないんですかというポイントなのではないでしょうか。そうすると多分答えが違ふので、それに対して取りまとめられたほうがよいのではないかとこのように思います。

○永井 まず、ワーキンググループの事前回答だけでなく、何らかの形でJICAの取組を共有した方がよいだろうということで、我々のほうから提案させていただきました。なので、論点に上げることで、ほかでシェアされるようになるというふうに考えております。

○升本委員 じゃあ要するにこの仕組みがあるとよいというコメントに対して、これは論点で公開するから、それがその仕組みであるという。

○永井 そうです、論点の目的というものは、ほかの案件にも共有するために事例として残させていただいたものもあるかと思っております。

○升本委員 ありがとうございます。それ自身は否定はしないんですが、実際本当にそうなるのかというと、正直かなり疑問なので、これが多分公開されるだけであって、それをもって参考となる仕組みがこれでございますというのは若干無理がある。

○永井 やり方については考えますけれども、最低限、全体会で論点として紹介させていただくことによって、助言委員で共有されましたし、JICA審査の中でも共有されておりますので、こういうことはシェアしていいのかなと思っております。

具体的に何か仕組みをつくるということとちょっとまだそこまでは考えていない状況です。

○升本委員 わかりました。それで同意もされましたということで、ですから仕組みがあるとよいというコメントに対して、これで共有したのでそれでいいでしょうということ。

○永井 もともと論点を始めたのは半年前で、すみません、そういう仕組みをつくりましょうということで論点をつけさせていただいたので、まずこれでやってみようかなと思っております。

○升本委員 論点をそういうふうにするということについてコメントをしているのではなくて、この論点の中にそういう仕組みがあるとよいというコメントがなされたということに対してこういうふうにより事例を羅列するだけでよいのでしょうかというのが問いなんです。

○村山委員長 升本委員のご指摘はもっともだと思うんですけども、これが公表されることである程度情報が共有されるというのは1つあると思います。ただ、今後の課題としては、1つは参考になるような事例集のようなものをつくって、それを別途何か

の形で公表していけば、より共通した参考情報として共有されるんじゃないか。これはあくまで今後の方向性の1つの考え方ですので、そういうことも含めて今後議論がされるといいのかなというふうに思っています。

○原嶋副委員長 それですと、他の事例の参考として共有できるような仕組みをといることでしょうか。この事例を他の事例に参考できるように情報共有できるような仕組みをつくったほうがいいという、その仕組みのところにこだわる、引っかけりがあると思うんですね。他の事例の参考となるような仕組みというところにちょっと引っかけりが多分おありだと思うんですよ、今回は。この仕組みという意味は、グッドプラクティスをみんなで共有する仕組みをつくろうということを目指しているのか、そのあたりがちょっと整理されていないような感じだというのが多分升本委員のちょっと引っかけられているところだと思うんですね。

だから、1つの提案としては、他の事例の参考として情報を利用できるような共有できるような参考事例集のような、あるいはグッドプラクティス事例のようなものの仕組みをつくるという意味であれば、ちょっと下の部分が合っていないんじゃないかということもあるんですけども、その点はいかがですか。仕組みということをあえて使ったところにちょっと引っかけりがあるんですが、ここでね。

今村山委員がおっしゃったようなことだと、どちらかというとグッドプラクティスをみんなで共有しよう、そういうことをみんなでやりましょうと、そういうデータベースをつくろうとか、そういうことのご提案のように聞こえるんですね。ちょっとこの答えは違う感じがするというのが。

○永井 そうですね、論点という形ではなくて、何かグッドプラクティスの形で別途整理をする。

○原嶋副委員長 論点は論点でいいんですけども、そういうことですね。

○永井 そうですね、JICAのほうでは、環境社会配慮のウェブサイトのほうで好事例集は整理させていただいています。どういう形でグッドプラクティスというものを公開していくかというのは、検討したいと思っています。

○松本委員 今のような答えは、小手先かもしれませんが、最初の2行の「評価された」で一回切って、これに対してJICAはこう説明したと。そして最後にまた段落を新たにして、上記のように「他の事例の参考になるようなものを蓄積していく仕組みがあるとよい」というコメントがなされた」というふうに、最初の1段落を2つに分ければ日本語としては理解できます。

○原嶋副委員長 では、ちょっとそのあたり修文していただいて、つけていってよろしいでしょうか。

それでは、時間の都合もございまして、ここで少し休憩を入れさせていただきます。目途としては50分に再開ということでお願いします。

午後3時43分休憩

午後3時50分再開

○原嶋副委員長 それでは、再開をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の案件がフィリピン国の鉄道事業でございます。私が主査を仰せつかっておりますので、私のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料のとおりでございます。まず案件がフィリピン国の鉄道事業のスコーピング案に対する助言ということで、ワーキンググループは2月19日に開催をさせていただきました。織田委員、作本委員、林委員、そして私の4人が担当させていただいております。

本件、名前からわかるように鉄道でございますけれども、非常に大きな問題点は、住民移転の数が非常に多いということです。それもすべてがいわゆる非正規住民ということで、今予定されている見込まれている規模が6万人ということで、日本では1つの市が動くぐらいの大きな規模で、そこが非常に大きな懸念点でございます。

助言については1ページ目にまとめさせていただいております。8個の助言ということで。まず1番目が、本案件に先立ちまして、中国の機関の融資で、周辺に鉄道事業が予定されていましてけれども、その案件で一部住民が移転した後にその案件が止まってしまったということがございます。一部重なっているところもございますので、そこでの住民移転について未解決の問題がないかということをよく確認させていただきたいということが1つです。

2番目は、本案件鉄道事業でございますので。新しく駅がつけられるということが複数ございまして、一部スコーピングマトリクスの中にも駅舎ですね、駅の建物の建設に伴う環境影響評価の項目について言及ございましたけれども、やや明確ではない部分もございまして、駅舎建設に伴うスコーピングの範囲をもう少し明確にDFRに記載させていただきたいという点が2点目でございます。

3番目が非常に大きな問題でございます。現在見込まれている住民移転が6万人ということで、これらがすべて非正規ということです。現状のガイドラインではある一定規模の住民移転があるからといってその事業そのものを停止するかそういう性質のルールにはなっておりませんので、これ自身を妨げることの根拠はないわけですが、ただやはりこれだけの規模の移転になりますので、細かな手続がしっかりガイドラインに従って実行できるのかということについて委員の皆さんが非常に懸念されておりましたので、そういった懸念を助言としてまとめさせていただいております。これが3点目です。

4番目は、鉄道ということで、高架、地下、それらの組み合わせなど幾つかの代替案の検討が詳細に行われているわけですが、住民移転の数と工事費とのバランスとか、幾つかの異なる項目間の比重の置き方が必ずしも明確ではなくて、結果として工事費がかなり全体の重要な決定要因になっているということで、代替案の検討にお

いてその総合評価において項目間の比重というのをもう少しクリアにさせていただきたいというのが4番目でございます。

あと、先住民の指定地域を通る可能性もありますので、こういった情報をもう少ししっかりと確認して、次の段階では線形案を検討していただきたいということが5番目です。

6番目は、既に今予定されているところで騒音が環境基準値を上回っているところがございます、それに加えて本事業によって鉄道が敷設されることによって恐らくさらに状況は悪化することが懸念されております。鉄道だけの問題ではないので、なかなか本案件ですべてを解決するということを求めることは難しいかもしれませんが、環境基準を上回るような騒音対策について、助言あるいは提言というのを積極的にさせていただきたいという点が6番目。

あと、地震や洪水などの災害にかかわるリスクについてもしっかりと記述をしていただきたいということでございます。

あと、ジェンダー配慮の観点から、センサスや社会経済調査では、そういった性の異なることを配慮しての集計データをまとめてしっかりと記述していただきたいと。

こういったことで8項の項目にまとまっております。

あと、論点ということで2つございまして、1番目は、これは織田先生からのご指摘で、フィリピンの政府とJICAを含む幾つかのドナー機関が、ジェンダー等開発にかかわるガイドラインというのを署名をしております。このことは、このガイドラインは実はこの案件だけじゃなくてフィリピンの案件すべてにかかわることですので、当然この案件も含めてしっかりと考慮していただきたいという点を論点としてあげさせていただきました。このことはほかの今後のフィリピンの案件にかかわってまいります。

2番目は先ほど申したとおり、非常に住民の移転の規模が大きいということで、JICAの側からのご説明は、当然のことですけれども、ガイドラインに従って粛々として手続を進めていただくということですので、それに期待するということでもありますけれども、やはりこれだけ規模が大きいのでしっかりとした実施というのをお願いしたいということを書かせていただきました。

以上、助言ということになっています。

これにつきまして、あと委員の方からご発言がありましたら。あとその他ご質問や確認すべきことがありましたらご発言をお願いします。

○作本委員 既に主査からご報告ありましたけれども、この住民移転の数があまりに大きい、1万世帯ということは、つかみで1万世帯ということで、わからない、つかめないというそういう数字のあらわれかと思えます。これは何もJICAさんに責任があるわけじゃなくて、実際非正規でもって住んでいる人たちがいっぱいいると、そういう中で将来期待される鉄道を引かなきゃならないという、そういう片面ではとても役立つ事業であるんですが、あまりにこの1万世帯というのが大きすぎるということで。1

つ方向を間違えると今の政権の下では暴動にまで発展しかねないぐらいの大規模な移動だと思いますので、やはりそこには十二分にJICAさんがああいうところ政府と協議された上で進められることを期待したいと思います。個人の要望です。

○森委員 同趣旨ですが、これだけの規模の移転があるといったら、リロケーションプランとかしっかりつくって、さっき原嶋委員が言われたように、1つの市をつくるみたいに、6万人の、それによる影響とかそういうのも想定されますので、そこをやはり中心にしてしっかりしたプランをつくり、関係者の方も協議して進めていくのが大切だと思います。

そういうリロケーションプランとかつくるというのは、このJICAの方針の中にしっかりと入っているという理解でよろしいですか。

○上野 今ご指摘いただきましたように、RAPについては、Resettlement Action Planについてはしっかりつくって、これをしっかり実行していくようにするというところでございます。

また、繰返しになりますが、影響をできるだけ最小化するというのを慎重に検討してまいりたいと考えております。

○森委員 ちょっとそのリロケーションプランというのは一体どういうものかというイメージですけども、ちょっとの人だったらここをこういう形で補償してというので済むと思うんですけども、6万人とか1万世帯とかというところそういうアプローチだとちょっとおさまらないんじゃないかと思うんですよね。きちんとした計画をつくって、こういう形でやるので住民の方々の意向も踏まえることができるし。もっと言うと、それからするとまたそこからの影響が出ますよね。そういうものもやはり踏まえる必要があるんじゃないかと思うんですけども、そういう点もJICAのガイドラインで読んでやることになるんでしょうか。

○永井 移転地に整備は、2つの選択肢があると思っていまして、新規で移転地を本事業のためにつくる可能性もあれば、既存の公営の施設があります。仮に本事業でその移転地を整備することになれば、その影響も確認していくことになろうかと思いません。

○長谷川委員 すみません、先ほど来、移転の数が多すぎるということで非常に懸念されるんですけども、代替案の検討の助言のところ、総合評価について云々というところが比重の置き方等でもございましたけれども、この移住の数がどのぐらいかというあたりを複数並べてそれで比べるというような代替案の検討というあたりはなかったのかどうかというあたりを少し聞かせてください。

○上野 助言のときにもご指摘ございまして、項目間をどのようにウェイトを置いてやっていくのか、こちらについては実施機関並びにコンサルタントとまた協議を続けていきたいと考えております。

○原嶋副委員長 補足しますけれども、一応幾つかの代替案ごとに住民移転の規模は

出ていて、それらは比較されています。ただ問題は、例えば住民移転の数と工事費の違いがどういう比重で決まっているかというところはちょっとはつきりしなかったので、その点はクリアにさせていただきたいということです。一応各代替案ごとの住民移転の規模というのは比較されています。

○松本委員 助言案の3番目です。人数が多いことによって何が懸念されるかといった場合に、移転先の確保もさることながら、やはり移転先のコミュニティへの影響というのがこれまでの事業では意外に重視されなかったというふうに思っているんですが、移転先のコミュニティなり地域社会への影響という点については現行のスコーピング案の中には含まれているという理解でよろしいですか。

○原嶋副委員長 一応今のところ、先ほどの話もありましたけれども、移転先については明確な案が出ていないということです。それについては委員の側としては白紙なのでコメントできない。もしかしたらそういう可能性もあるかもしれないけれども、今のところはその移転がどういう形で行われるかということも明確ではないので、そこまではコメントは助言としては出ていません。

○松本委員 やはり移転先を確保すればよいというよりは、むしろ移転先への影響が最小限になるような移転先でないと思えます。この移転先の確保という言葉で構いませんけれども、そこには当然数を、広さを確保せよということだけではなくて、コミュニティ、その地域の人たちの受入可能性とかいうことを含めてほしいということを議事録上記録にとどめておいていただければと思います。

○原嶋副委員長 それでは、一応助言文としてはこういう形でまとめさせていただきます。今のご発言は議事録に残すという形でお願いしたいと思います。

なければ、一応助言文としてはこれで確定させていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

○殖田委員 すみません、本件と直接関係ないかもしれないんですけども、一番最初にノースレイルプロジェクトが契約解除されたとあるんですが、これ解除された理由と、あとノースレイルプロジェクト自体が本事業とどのぐらい重なっている部分があるのかというのを教えていただけますでしょうか。

○上野 解除の理由ですが、こちら中国政府とフィリピン政府の中での話し合いということで、詳細すべてが把握されているわけではございませんが、ただ中国政府による企業の選定等に何かフィリピン側のほうからあったというふうに聞いております。

また、アライメントですが、ほぼ重複しているという理解でございます。

○原嶋副委員長 よろしいですか。

それでは、一応助言文としてはこれで確定をさせていただきたいと思えます。

では続きまして、3番目でございます。3番目はカンボジアのプノンペンの都市鉄道整備事業についてで、久保田委員に主査をお願いしていますので、久保田先生から説明をお願いします。

○久保田委員 カンボジア国プノンペン都市鉄道整備事業のスコーピング案に対する助言ということで、ワーキンググループは2月23日の金曜日に開催いたしまして、ワーキンググループの委員といたしましては、石田委員、鈴木委員、谷本委員と私の4名が担当させていただきました。

この案件に関しまして、約59件の質問とコメントを我々のほうから出させていたしまして、原課のほうからご回答いただきました。

主な問題といたしましては、今回のワーキンググループでは、このプノンペン都内に走るAGTと呼ばれている電力を使って輸送するシステムの整備事業になるんですけども、これを整備するに当たって、市街地の生態系に影響を及ぼすのではないかと、いうところが今回のワーキンググループの中で主に議論されたポイントになっているかなというふうに思います。この件、後ほど論点などで踏まえませんが、主な問題点としてはそのような点が議論されました。

次のページをおめくりいただきまして、助言案になります。今回全3点ございます。全体事項につきましては1点ございまして、今後のEIA調査において、実施予定や大気質調査の結果とともに、特にPM2.5、PM10の想定される発生要因についてDFRに記述することというふうにさせていただきました。

今回このAGTが整備されることで、電力を使って動く都市交通機能ですので、このAGTの整備によって何らかの大気汚染が悪化するというふうな認識は我々はしていないわけですが、今回この大気質の調査について特にPM2.5、PM10については発生要因については明らかにしておいてほしいということを趣旨にしてこのような助言をさせていただいております。

スコーピングマトリクスについてですけれども、都市や市街地においても生態系が存在するので、希少種や固有種の調査に限らず、普通種についても少なくとも文献や聞き取り調査を行い、その結果をDFRに記述することということで書かせていただきました。

今回のこの案件の調査の中で、既に現地の国際NGO等からもいろいろと調査、聞き取りをされておられまして、特に希少種や固有種といったものに指定されている鳥類等については特に何らかの影響が起きる可能性はないということで調べてきてくださっているんですが、それ以外の特に指定されていない普通種につきましても生態系の一部というふうに考えられるということで、このように書かせていただいております。

最後ですけれども、環境配慮につきましては、EIA調査の中でプノンペン都の水需給、水源、車両基地の標高、現況の地下水位、排水先、産業排水基準、排水処理施設までの距離、標高を調べてDFRに記述することというふうにさせていただきました。今回の工事中また共用地両方で、特に駅舎ですとか、あとこの電車、AGTの車両を置いておく基地に、例えば車両の洗浄とかそういったものでもかなり排水が出てくることが考えられるということでしたので、このように書かせていただいております。

続いて、論点ですけれども、先ほど来お話しさせていただいておりますように、やはり生態系の配慮という文脈ではかなり指定されている希少種ですとか固有種といったものに着目されることが多いんですが、それ以外の普通種についても生態系の一部であるということで、こういった部分への配慮についても文献や聞き取り調査を行うように我々のほうで助言をさせていただいております。これに対して、JICAさんのほうからは、文献や聞き取り調査等を通じて、必要に応じてきちっと確認をしていただくというところと、また街路樹等の樹木の伐採等については、先方国カンボジアの法制度ですとか、またその伐採対象になる樹木の社会的・文化的・宗教的価値等をきちんと確認をいただいて、例えば代替植樹等が必要になった場合については緩和策等をきちんとご提案いただくと、またそれに当たってはきちんと住民協議をした上で緩和策が妥当であるかというところをご確認いただくということでご説明をいただいております。

ご担当の委員の方々からもし何か補足、追加等ございましたらお願いいたします。また、他の委員の皆様、ご質問ありましたらお願いいたします。

○原嶋副委員長 他の委員の方、何か。いいですか。

○米田副委員長 すみません、助言の1番についてです。ちょっと助言の意図が、申しわけないんですが、私には理解できなかつたので、どうしてこういう助言が出てきたのかという背景と言いますか、今現在PM2.5、PM10が高いとかそういう事情があるのかというようなことと。あと、それがなぜ全体事項として出ているのかというあたりをもうちょっと説明していただけるとありがたいのですが。よろしくお願いします。

○久保田委員 ありがとうございます。谷本委員、よろしくお願いします。

○谷本委員 ちょっとこれは言葉足らずかもしれませんが、申しわけありません。実は、こういう助言を石田委員とともに、各他のメンバーにも納得いただいたのは、今回のこの事業のルート上のやはり大気の状態が必ずしもよくない。ほかの事業の調査というかPM2.5、PM10が非常に高かったと、そういう文言があったものですから、今回大気中の調査を行っていただきますので、その結果とともに、発生源となるとこれは組成まで分析というふうなことなので、その要因ですね、工場からなのか、あるいは車からなのか、そのあたりを書きいただきたいというようなことでこういう助言にしました。

○松本委員 今に関連してなんですが、これ中量軌道をつくるという案件でしたっけ。

○谷本委員 はい、今回ののは。

○松本委員 そうですよ。それってつまり車を使わずに中量軌道で空港とセントラルマーケットぐらいまでを結び付くという案件で。なので、今私も米田委員と同じ疑問を持ちながら伺っていたんですが、つまり、この中量軌道のプロジェクトでは大気質の問題は解決しないんじゃないかという意味でこれをモニターするのか。これを調

べることによってこのプロジェクトにどういう効果があるか、これはスコーピング案のところなので、そこのところを私もちよっと知りたかったので、もしよろしかったら、このプロジェクトとのつながりでここの発生要因まで調べることを意味をちよっと教えていただきたいなと思ったんですが。

○谷本委員 これはもう車から乗り換えてくれるであろうと、車が減るであろうというふうなことで、一応ベースライン的なデータとしてとっておいてくださいという、またモニタリングの段階であれば調査していただいて、これだけの効果出ましたというふうなことで明らかにしていってほしいと、そういうことです。

○作本委員 カンボジアで今アセス法の大改正をやって何年かやってるところなんです。そういう意味ではこれカンボジアの法制度と書いてあるんですが、いわゆる東南アジアで法制度が最も整備されていないのがカンボジアとラオスぐらいかと思うんですけれども、ミャンマーが一番。そういう意味ではやはりJICAさんのガイドラインをうまく使っていただければと思います。

あるいは固形廃棄物が今回出るんじゃないかと思います。やはり大きな法律しかこのカンボジアまだ整備してないんですね。これにかかわる細則というか規則もまだ整備されていない状態ですので、できればJICAさんのガイドラインをできるだけ重視するような形で仕事を進めていただけるとありがたいと思います。

○米田副委員長 すみません、先ほどの続き、その続きなんですけれども、助言の1の意図は多分わかったように思うんですが、これを全体事項へもってきたというところの意味は。環境配慮でもいいのかなというふうに思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○原嶋副委員長 一応ではこの1番の助言の場所については、環境配慮の汚染対策の前ぐらいでよろしいですか。その点はよろしいでしょうか。

○久保田委員 ご指摘のとおりだと思いますので、ことの軽重をきちんとそろえるというところで、環境配慮のところに含めさせていただきたいと思います。

それ以外に何かございますでしょうか。

○森委員 この案ということじゃないですけれども、この論点で市街地における生態系配慮の視点大事なことだと思いますけれども、都市の中における自然の意味っていうのが、別に多様性だけじゃなくて、このごろだとレジリエンスとかという観点でどんどん議論されるようになってきています。だから、災害との関係とか何か起こったときの影響の関係とかいろいろなそういう感じで。なので、そういう多様性の観点からだけじゃなくて、都市の中の視点についてはそういう新しい観点も入れながら見ていくことが大事じゃないかなと思います。参考までに。

○久保田委員 ありがとうございます。この案件に関してという部分では今回生態系配慮ということで、特に都市においても配慮は必要ということで論点にさせていただいたんですが、今森委員ご指摘いただいた点は恐らくJICAさんのガイドラインの中で

検討されていくのかなと思いますので、この案件につきましてはこの論点とさせていただきます。ただければと思います。

助言案としましては、今の意見、この大気質調査の部分だけ環境配慮のほうに含めさせていただきますということで確定させていただければと思います。

ありがとうございました。

○原嶋副委員長 それでは、事務局のほうで場所の変更だけお願いして、一応この案で、1番を環境配慮に移して。

○永井 修正いたします。

○原嶋副委員長 あとはよろしいでしょうか。

それでは、一応助言文として確定させていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、4番目でございますけれども、ジョージア国のハイウェイ整備事業ということで、鋤柄委員に主査をお願いしておりますので、ご説明をお願いします。

○鋤柄委員 それでは、ご報告申し上げます。

これは今回ジョージアのほぼ中央を東西に縦断するハイウェイを整備拡張するという案件でございます。

ワーキングは先週の26日に、石田委員、殖田委員、柴田委員、長谷川委員、私の5名で行いました。事前のコメント等は55件ございまして、それを、1枚めくっていただきまして2ページ目にあります7件に整理をいたしました。

環境レビューの議論を詳細設計段階でというようなこともありまして、申しわけありません、先に論点のほうをごらんになっていただけますでしょうか。論点は大きく3つございます。1点目といたしまして、これはよく線上の案件では議論になっているかと思えます。このハイウェイ整備自体、全体を通じて不可分一体ではないのかという議論をいたしました。そうしましたところ、全区間に対してのEnvironmental Analysisを含むFS調査は世界銀行が一貫しておやりになったということでした。しかしながら、各区間の整備にはそれぞれ独立した要素があるので、不可分一体というふうにみなしてはおられないというお答えをいただいております。それが論点の1点目です。

2点目、1点目と関連をいたしますけれども、一貫したEnvironmental Analysisというものを実施されたという点で、環境社会に対する配慮事項としては全区間を通じて一定の認識の共有と言いますか、そういうものがなされていると。そうであるとするならば、この施工、共用含めて環境管理計画、モニタリング計画等のそういったところでの情報共有が望ましいのではないかという議論をいたしました。これに対してJICAのほうから、実質的には実施機関を通じてそれは行われるはずだと、しかしながら、確認事項に含めるというお答えをいただいております。

そして3番目、これは1点目、2点目とは少々中身が異なっておりますけれども、本事業はその詳細設計段階にきているものについて、環境レビュー方針の検討を求めら

れまして、詳細設計段階までできているものがあまりケースとしてないということもあり、どのような状況なのかという点についてお伺いをしてご説明をいただいたということになっております。

申しわけありません、また1ページ戻っていただきまして、これらの論点で議論された助言についてご報告申し上げます。

全体事項としては、先ほど申し上げましたFSレポートにおける環境分析、ここで指摘された評価について、各区間のEIAについて反映されていることを確認していただきたいというのが1点目です。

環境配慮、これについて1点ございまして、特に橋梁がかかる部分の林の伐採で、その伐採する樹木の中にIUCNのNT種が入っているということです。これについては既に調査の中で周辺にも広く生育しているということはわかっているということですが、再度確認の上、明文化していただきたいという内容です。

ステークホルダー協議については2点ございまして。1点目が、ステークホルダー協議、何回かおやりになってはいますが、全部平日で、そこへ来られない方がおられるのではないかという懸念がありました。これに対しては個別訪問をしてきちんと意見交換をしているというお話でしたけれども、それについてもちゃんと確認の上明文化していただきたいというのが3点目です。

4点目もややそれに関連しておりますけれども、ステークホルダー協議への参加者及び個別訪問調査の対象者にはしっかりと社会的弱者等含んで、広いご意見をいただいているという点を確認していただきたいという点です。

そして、その他としまして、モニタリングについて3点です。5番目が、モニタリングが騒音ですとか大気ですとかいったようなものから、これは先ほどのレッドデータブックに載っている樹木を伐採したことに伴う補殖まで、それらのモニタリングまでかなり幅広くなっておりますので、そこではいろいろな機関、主体がモニタリングを行うだろうと予想されます。その報告が一元的に行われるように実施機関とお話ししていただきたいというのが5番です。

6番目、これは同じハイウェイの別の区間でJICAが支援されて工事が進んでいるということですが。そちらのほうでモニタリング計画を修正した場合に、モニタリングフォームへの反映が遅れて、ちょっと混乱が生じたというお話だったものですから、そういうことがないようにお願いしたいというのが6番です。

7番目につきましては、先ほど論点のほうにもございましたけれども、基本的には環境社会に対する問題意識が似通っていますので、そこでの環境管理計画、モニタリング計画等については各工区の間で共有していただきたいという内容でございます。

以上です。

あと、ワーキングの先生方から追加がありましたらよろしく申し上げます。

○原嶋副委員長 それでは、他にご参加の委員から。

○松本委員 これ結構複雑で、チュマテレッティからアウグヴェタまでの間にたくさん
のドナーが入っているんですが、ちょっと教えてほしいのは、複数のモニタリング
主体が予定されているというのは、その論点のところにも書かれているチュマテレッ
ティとアウグヴェタ区間なのか、それともJICAが実施するのはジルラからアウグヴェ
タ区間だというふうに理解しているんですけれども、この区間についても複数のドナ
ーが入るのか、ちょっと区間についての説明が助言案に書かれていないので、一体ど
の区間の話をされているのかなというのがわからなかったんですが、この辺いかがで
しょうか。

○鋤柄委員 モニタリングに関しては、このJICAの担当されている区間のことと理解
しています。

○松本委員 私は外務省の資料を見ながら話をしているからよくわからないんですが。

○大野 よろしければ、東中央アジア担当部の大野と申します。

この事業ですけれども、チュマテレッティとアウグヴェタの間でドナーが分けられ
ておりまして、ジルラとアウグヴェタの間はJICAのみの形になっております。です
ので、そのジルラから隣接する区間がほかのドナーの支援となりますので、それらの、
すみません、今はショラパニ、アウグヴェタ間となっておりますけれども、ショラパ
ニからチュマテレッティの別区間につきましてはほかのドナーが支援を予定しており
ますので、そのモニタリングフォームと情報共有を行うということを助言でいただい
ております。

○松本委員 そういう意味なんですね。この5番目は、ちなみに論点のところを書いて
あるのがチュマテレッティとなっておりますが、多分チュマテレッティなんでしょうけ
れども、このチュマテレッティとアウグヴェタ間で複数のモニタリング主体が予定され
ているので、という意味なんでしょうか。

○大野 そのとおりでございます。

○松本委員 つまり、JICA区間であるジルラとアウグヴェタ区間はJICAだけなんです
が、このことではなく、全体として1つのモニタリング計画、フォームですという
そういう意味。

○原嶋副委員長 今の点で、鋤柄先生の説明とあとの説明が違いましたね。鋤柄先生
はJICAが担当する区間だけを、ちょっと訂正するよね。

○大野 失礼しました。今の部分ですけれども、2つの話がありまして、チュマテレッ
ティとアウグヴェタ間というものと、今の助言の5.の複数のモニタリング主体と言
いますのは、こちらのJICAの区間のショラパニとアウグヴェタの区間においてもパッケ
ージが分かれる、そのコントラクターが分かれるというところをきちんと統一した形
で出すと。また、そのコントラクターだけではなくて、実施機関が行う部分であつた
りとか、施工コンサルがモニタリングを行っていくというような主体がバラバラにな
るところをこちらを一元化した形で実施機関とモニタリングフォームについて合意す

るということでございます。

○原嶋副委員長 確認ですけれども、5番目のモニタリング主体が分かれるというのは、JICAが担当する中でも分かれるということ的前提にしているということですね。

○大野 はい、そのとおりでございます。

○森委員 以前この場で説明があったときに、土壌汚染の話があって、これ今日いただいた資料の細かい表の3ページ目かなんかに書いてあるんですが、下の段。マンガン精製工場があって土壌汚染とかある。その土壌が基準を超過してる、新しい基準だとまだ施行されてない、超過してないとかと書いてありますけれども。いずれにしてもその工場の廃棄物処分場近くのところで土壌がとれた、それが有害である可能性があるわけでありすよね。それについて、ここにはなんか分析コストしか書いてないですけれども、有害な廃棄物があったらこうこうこういう方針できちんと処分するとか、そこを確認するのはすごく大事なかなと思います。コスト負担も含めて。

それから、トンネルがあるので、例によってこういうやつには必ず私慎重なんですけれども、廃棄物の量が相当多いので、廃棄物は4分の3ぐらいはこの工事の中で使うと、いいことだと思うんですけれども、残りのものについてはこの後で現地の環境省の承認を得て適切に処分するということですかね。

だから、基本的に環境影響評価が出る可能性があるものについて、現地の基準に従って適切に処分するだけでいいのかどうか。特に今回有害廃棄物が出る可能性があるんだったら、両方含めて、それはもちろんきちんとその国の基準に従って手続もとらなくちゃいけないし、それは必要なことなんですけれども。せつかくJICAがやるんですから、それについてガイダンスとなるようなこと、方向、総合計画するときにはこういう方針であるようにとか、そういうことを言う必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○鋤柄委員 私のほうの承っていたところで申しますと、論点の3番目のところで申し上げましたとおり、詳細設計調査までいっていてもEIAは完成しているという状態なので、環境管理計画、今後はその中で考えてくださいというところまでのコメントと理解しておりました。なので、例えばドラフトファイナルですとか、そうした段階での議論であれば「これを必ず加えて下さい」というような議論は恐らく可能だったのかと思いますが、かなり状況が進んでいるということで、基本的にはさっき森委員がおっしゃったように現地の規制に従ってちゃんとやれば大丈夫だろうというふうに思っておりました。そのため、あまり有害廃棄物についての議論はしていません。

WGの委員から補足あればお願いします。

○原嶋副委員長 一般論としては現地の基準と例えば日本の基準とでギャップが出たときに、そのどちらの基準を前提として事業を進めるかということについてどう考えてらっしゃるか、方針を知りたいです。

○柴田 審査部の柴田です。

まず、基準値についてのお話ですけれども、こちらの環境レビュー方針の3ページ目
に書かせていただいたとおり、今ソビエト時代につくられた現行の基準と、新しくEU
水準でつくられている新しい土壌の基準というものが2つあります。後者のほうが本案
件の実施段階には適用されるのではないかとということで、EIA上はこちらと、日本の基
準とは比較されていないですが、EU圏内のほかの国の基準と比較しても、新しい基準
はそんな色ないということデータをデータとしても確認しております。

○森委員 多分2点あるんですね、どういう基準を使うのかということですが、
現行のその国の基準を使うというのはそれは1つの見識だと思っておりますけれども、ま
だひょっとして施行されていない、多分そのうち入るだろうというのをに入れて判断す
るというのはちょっと不思議な気がしますけれども。やはりスタンスがあると思っ
たんですね。当然現地の基準は満たす、これは当然だと思っております。なん
ですが、現地の基準が必ずしも十分でない場合には、国際スタンダードを使うとか、
多分そんな感じですね。そのあたりやはりしっかりとぶれないようにしておくのが大事か
なと。

この場合ちょっと不思議なんですが、昔の基準のほうが新しいEUの基準より
も厳しいという、ちょっとどうしてかなとかって思ったりするんですが、ちよ
うどこういうタイミングなので、何かこの事業があるから入れようとしたみたいな誤
解を受けないようにきちんと適切に対応するのが大事かなと思います。それが1点。

それから、2点目なんですが、これずっと言ってますけれども、廃棄物の処分
計画に関してです。今回、廃棄物については、その国の基準に従って処分しただけ
では、不十分だと思います。廃棄物が少ない事業は、それでも問題ないかもしれませ
ん。しかし、このように廃棄物量が多いとか、有害なものが出てくる、こういう場合
には、後ほど基準に従って対処しただけでは十分でないような気がします。これに
ついて、十分な議論を要すると思います。

○久保田委員 ありがとうございます。森委員からのご指摘そのとおりだと思っ
たんですが。実際よく御存じのとおりだと思いますが、廃棄物の分野で国際的なスタン
ダードとして何か処理についてのルールが定められているというのはBasel等ございま
すけれども、やはりそれに批准している途上国でそれを実際に実施できるというところ
は非常に少ないです。我々もこのJICAの案件に限らずどう言えばきちっと適切に処
分していただけるかというのは難しいところだとは思いますが。私ももう少しその
点については各案件ごとにどういった国際的なスタンダードというのを準用して
いただくべきかというところはもうちょっと助言にきちんと含めようと思いま
す。

○原嶋副委員長 一応現状ではEUのスタンダードには準拠している、あるいはその水
準にあるということは審査部としては確認されているということ、よろしいわけね、
確認ですけれども。

○大野 はい、2地点のサンプルにつきましてはEU基準でも現状下回っているということ確認とれております。

○原嶋副委員長 ちょっと確認ですけれども、助言文の本文そのものの問題と、その後のアタッチされている文章についてのコメントなんですけれども、アタッチされている文章、これはどういう位置づけになるんですか。

○永井 もともと環境レビューの全体会合ではこの確認済指摘事項のペーパーは配っておりませんでした。3回前ぐらいの全体会合で助言委員のほうから、この論点と助言案だけ見ても内容がわからないので、ワーキンググループの審議に使った資料もあわせて配布してほしいとご指摘いただきまして配布するようになったものです。扱いとしては参考資料としてという形で配布させていただいております。

○原嶋副委員長 助言文そのもの、今みたいな森先生のコメントについては、助言文そのものを大幅にということではないと思いますけれども、むしろアタッチされている文章の中身についてのコメントですので、その点を何か考慮するような手だてというのは考えられるんでしょうか。

○永井 もし今回のタイミングでご指摘いただければ、それは、これ審査環境レビュー方針ですので、必要があれば反映して確認をしたいと考えております。

○原嶋副委員長 方針のほうはたしか文章の責任そのものは審査部のほうでまとめたりするんですか。

○永井 ワーキンググループの前に全ワーキンググループの委員にお配りしているものです。

○原嶋副委員長 今助言文そのものと、今森先生からご指摘の影響の点、ちょっと分けて整理させていただきたいと思います。まず、助言文そのものについては一応この助言で確定をすることが1点。もう一つ、今森先生から幾つかご指摘をいただいた点については、もしもう一度議事録を確認して書き込む必要があることであれば、環境影響方針の中に取り込んでいただくということは可能でしょうか。

○永井 現時点といたしましては、この2地点のサンプリングの結果、EUの基準値を満たしておりますので、また審査のときに4地点追加の情報が出てくる、右側に詳細追加調査結果をJICAに共有することとなっていて、そちらも確認して、問題なければこの現状案でいいのではないかと考えております。

○原嶋副委員長 森先生、いかがですか。

○森委員 その追加調査をした時に、問題があった場合にどうするんでしょうか。問題がなければいいではないかって、問題があったらどうするんですかと私は聞いてるわけなんで、答えにはなっていないと思いますけれども。

○柴田 審査部の柴田です。

今EIAの一部をスクリーンに映らせていただいておりますが、この真ん中の青い丸の下のほうにあるのがマンガン工場になります。青い部分はその工場からの廃棄物がある

ところになります。もともとFS段階ではこの青いあたりに通過するようなアライメントだったと聞いているのですが、工場で使っていた土地の真上を通るということは、森委員がおっしゃられるとおり土壤汚染のリスクが非常に高いということで、DDの段階で少し北側の工場の土地ではないところをアライメントが通ることになりました。なので、リスクは低いとは言い切れないのですが、工場の跡地を通るという線形ではないので、基本的にはこの2地点の結果が基準値以内であるということと、あと追加の4地点も念のために調査させていただいていますので、その部分で土壤汚染のリスクがあるかどうかというところは判断していければと思っています。

なので、汚染ありきの土地ではなくて、結果を見てから判断するという考えでいます。

○森委員 元の計画を変えて、ルートを変えてそこを避けたというのはすごくいいことだと思うんですね。計画としてはいい方向にいったと思います。それはすばらしいことだと思います。せっかくそこまでやるんだったらきちんとチェックして、チェックされますよね。チェックして、問題がなければほかの廃棄物と一緒に処分すると思うし、チェックして問題があったらどうするんですかというところも当然考えていると思うので、そこははっきりさせておいたほうがいいんじゃないですかという。

○柴田 コメントありがとうございます。

そちらの点につきましては、環境レビュー方針の3ページ目の土壤のところの2ポツ目に書かれていますが、このあたり表層を掘削して排出するというので、その掘削土が適切に処理されるということが非常に重要だと考えております。なので、この部分の掘削土については250立米ごとに1検体分析を行いまして、その山からとったサンプルが基準値を超えてなければ普通の土壤として処理をいたしますし、超えていれば汚染土ということで処分をするということで計画が定まっております。

一般的に日本では掘削土の分析というのはここまで250立米という細かい数ではやっておらず、5,000ですとか2,500とそういった大きい数字で分析を行っておりますので、それに比べてもかなり配慮された計画になっていると考えております。

○森委員 どうもありがとうございます。よくわかりました。

○長谷川委員 今皆さんが参照した確認済指摘事項と言いますか、環境レビュー案ですかね、これのちょっと位置づけを助言を提示させてもらったものとして確認をしたいんですけども。環境レビュー案ということでこういった表の形で我々助言する委員が事前に見させてもらって、ほかの資料も一緒に参考にしながらここにあるような助言案をつくらせてもらったんですけども。我々が出した助言案がこの場でそうだろうというふうに承認されたあかつきには、今ここにあるレビュー案、これ当然反映されていくと、こういう位置づけのものなんですかね。

○永井 きょう実はお配りした確認済指摘事項の環境レビュー方針のところに（助

言)とついているところが幾つか、例えば2ページ目の上から3つ目のパラ、ステークホルダー協議の右側を見ていただきたいんですが、(助言)と載せさせていただいております。これはもう既に今回いただいた助言をこちらに反映させていただいたという形でございます。これはあくまでも案で、きょういただいた助言が変更されればこちらのほう修正した上で対応したいと考えております。

○長谷川委員 すみません、よく読んでなかったもので、ご説明いただきましてありがとうございます。

○原嶋副委員長 ご意見などございますか。

○升本委員 すみません、この環境レビューはまた別にやるんでしたっけ、それともこれでもうできましたということでしたっけ。

○大野 これから審査を行いますので、その際が環境レビューを行うということになります。

○原嶋副委員長 前は別々だったんですけれども、今はセットで提出。

○升本委員 そうですね、そこまではわかっているんですが、ということは、この環境レビュー方針について今から何らかご説明があるというふうに考えていいのか、それともこの助言の確定をもってこれも承認しましたというふうに言われることになるのかをちょっと確認させてください。それによって多分コメントというのは違ってくると思うんです。

○大野 一度目は前回の案件概要の際にご説明をさせていただいております、今回の助言をもって確定されましたら、この環境レビュー方針もあわせて確定をしていき、このレビュー方針に沿いまして審査で審査部、地域部ともに環境、また事業面ともに確認をしてまいるというそういう流れになっております。

○原嶋委員 簡単に言うと、助言文は助言文として、レビュー方針が出されているので、それにまた我々がコメントして、場合によってはここを直したほうがいいよ、あるいはここをちょっとつけ加えたほうがいいよと、そういう余地があるのかという確認なんですけれども。実は以前は別々のタイミングでやっていたので、環境レビュー方針を少し直したほうがいいとか足りないよとかということを我々が申し上げる余地が、あるいはそういう機会があったんですね。あまりそういうの出なかったので、今一体となって混在となっているんですけれども、今回のようにそれぞれについてまた見るべきところがあれば環境レビュー方針について少し見直すべきだというようなことをここで申し上げるということがいいのか、あるいはそれをしないとまたスルーされてしまうんじゃないかという心配ですよね。

○柴田 審査部、柴田です。

協力準備調査があった案件についてはドラフトファイナルレポートで助言いただいて、その後また全体会合の場で環境レビュー方針のご説明の機会があります。そこでご意見いただいて、環境レビュー方針の修正をさせていただいております。今回は環

環境レビュー方針に対するワーキンググループになりますので、そのワーキングの中でもコメントいただいて、既に修正されたものがきょうお手元にある環境レビュー方針となります。

○永井 今後の手続ですけれども、レビュー方針をご説明した案件に関しましては、環境レビュー段階の助言に対する助言対応結果として環境レビューが終わった後全体会合でそのいただいた助言に対するJICAとしての確認結果を別途ご説明させていただく手続になっています。

○升本委員 すみません、前回出てなかったのかもしれませんが、前々回かなんか一度お話ししたと思うんですけれども、環境レビュー方針、この助言に対しては私は全然よろしいと思うんですけれども、この環境レビュー方針についてこれでいいのかというと、なんかちょっと確認したいことが結構あるわけです。それは、今ここでやってくださいということになるわけですか。

○永井 通常ここでやっております。助言に関しても、実はEIA、RAPに対する助言をいただくこともあれば、レビュー方針に対して助言をいただくこともよくある話でございます。

○升本委員 そうすると少し確認をしたいんですけれども。この情報公開、特にEIAとRAPの位置づけが若干気になっているんですが。まず21世帯ということなので、これは大規模ではないというふうに整理をされているのかなというふうにまずちょっと考えています。その前提で言うと、ガイドライン上、環境レビューにおいてカテゴリAプロジェクトはEIAが提出されなければならない。そして、EIAについてはJICAは環境レビューに先立ち情報公開をするということになっているわけですね。ただ、ここに見ている中では、少なくともEIAはドラフトしかできていませんと。それで、承認版EIAはまたちょっと今後ですよということ。それとも、承認版はできているんだけど、ドラフトでしか公開はしていないということなんでしょうか。それとあと、RAPは作成中ということなんです、それはそれでいいのかなとか。ここら辺の手続の話。あとは言わずもがなですが、EIA報告書はLA承認の120日以前に公開することなので、あと4か月はLAは結ばないというふうに考えてよいのかどうか、ちょっとその手続とこの情報公開のところでちゃんと整理がなされているのかということを確認をさせていただきたいと思います。

○大野 東中央アジア、大野です。

ジョージの国内ではドラフト版が既に公開されております。最終承認に関しましては、ジョージアの国内では3月中旬を予定しております。ジョージアの国内で承認されたものをJICAのホームページで3月の同時期に公開する予定です。それから120日後ないとLAが調印できないという点に関しましては委員のご指摘のとおりです。

○升本委員 ありがとうございます。

ということは、環境レビューに関する助言委員会のワーキンググループをやりまし

たけれども、EIAは環境レビューに先立ち情報公開をするということになっているので、JICAの環境レビューはこのEIAの承認が確認された後やられるということになりますか。

○永井 はい、公開後に環境レビューを行う予定でございます。

○升本委員 はい、わかりました。

○原嶋副委員長 ほかにご意見ご指摘事項ございましたら遠慮なくご発言いただきたいと思います。

一応助言文としてはこれで確定をさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

あと、永井さん、確認ですけれども、あとに添付されている環境レビュー方針については一応ワーキンググループの中で議論しているという、今回についてはそういうことだと。

では、特にご意見がなければ、一応助言文としてはこれで確定をさせていただきたいというふうに思います。

あと、今森先生から幾つか問題点がご指摘ありましたし、議事録にも残させていただいておりますので、その点は今後の対応の中で十分考慮させていただきたいと思いません。よろしくをお願いします。

ちょっと議事が混乱しまして恐縮ですけれども、一応これで助言文4つを確定させていただきたいと思います。幾つか修正があったかと思いませんけれども、論点を1カ所、スリランカの件では論点のところを若干文章を直すということと、カンボジアの案件では助言文の場所を変更するという事などございましたので、事務局のほうで対応をお願いします。

どうもありがとうございました。

○原嶋副委員長 それでは、続きまして、その他ということで事務局からお願いいたします。

○村瀬 それでは、事務局の村瀬から説明いたします。

資料は最後から2番目の、環境社会配慮助言委員会第5期助言委員の業務内容案についてという資料になります。

1月の全体会で次の助言委員の改選日程について説明いたしました。その際に4月の全体会で応募要領の主な変更点や公募期間について説明の予定とお伝えしましたがけれども、当方で想定している次期の助言委員の業務内容について早めにお知らせしたほうがよいと考えまして、本日、説明の機会を設けることといたしました。

この資料の項目1番目には、カテゴリA 案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について、以下の①から⑤の業務を行うと記載しています。「①協力準備調査に対して助言を行う。②環境レビュー段階及びモニタリング段階において、報告を受け、必要に応じて助言を行う。③開発計画調査型技術協力に対して、本格調査段階において助

言を行う。④緊急時の措置に対して、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断及び実施する手続の報告を受け、JICAから求められた場合には助言を行う。⑤助言委員会のワーキンググループにて、主査として助言内容を取りまとめる。」というものです。これらの①から⑤については、今の第4期委員のの公募で書かせていただきました業務内容と変わりございません。

そして、項目2では、「助言委員の経験に基づき、環境社会配慮ガイドラインの改定に向けたレビュー調査結果及び調査結果に基づく包括的な検討、並びに必要に応じた改定に関する助言を行う。」と記載しています。この点については、今回の公募で新たに追加する予定の業務内容となります。

ガイドラインの改定に向けたレビュー調査結果について助言委員会の皆様に説明し、ご助言いただくことについては、既に今年度の助言委員会の全体会合でお伝えしたとおりですけれども、個別案件の助言を通じてガイドラインの運用について十分な知見を持っていらっしゃる助言委員の方々に、レビュー調査結果の後に予定されている包括的な検討への助言や必要に応じた改定に関するご助言もいただきたいと、そう考えまして、この項目2というものを追加いたします。

説明は以上となりますけれども、ご意見がありましたらこの場でお願いいたします。また、この会議後にご意見ございましたら、1週間後の3月12日、月曜日までにご連絡いただければ幸いに存じます。以上です。

○原嶋副委員長 ちょっと異なる性質のものが一緒になってるという印象がありますけれども、この業務内容案についてご意見などありましたら発言をお願いします。

○田辺委員 2番の後半の部分なんですけれども、2番のほうのレビュー調査結果の報告を受けるというのは既にこの何回か前の方法論等の議論があるので、報告を受けて、それに対するコメントをするという事は理解できるんですけれども、今現行のガイドラインに書いてある改定に向けた議論というのがここでなされるかどうかというのがちょっと現状の文章だとすごく拡大解釈もできるし、そうでもないのかなということもわかるんですけれども、そのあたりちょっとどこまでこの改定に関する助言というのが求められているか、どうでしょうか。

○村瀬 今田辺委員からご指摘あった点ですが、現在のガイドラインにおいて改定に当たっては日本国政府、開発途上国政府、それから開発途上国のNGO、日本のNGO、企業、専門家等の意見を聞いた上で透明性と説明責任を確保したプロセスで行うとそう規定されていますので、その規定に沿うようなやり方というものを今後具体的に検討していく予定です。まだ具体的にどういうやり方で行うかというところではご説明できる段階にはありませんが、先ほど申しましたように、個別案件のご助言を通じて、ガイドラインの運用や課題についてよくご承知されている皆様方に、レビュー調査後の包括的な検討、そして、必要に応じた改定に関するご助言をいただきたいと考えた次第です。そうしますと、次の公募の段階に助言委員の皆様方をお願いしたい業務の

中に加えてきちんとお示したほうがよいと考え、今回のご説明となった次第です。

○原嶋副委員長 率直にお聞きしますけれども、ガイドラインを改定するかしらないかちょっとわかりませんが、そのガイドラインを改定するということの必要性とかそういうことを含めて、別に第三者的な委員会とか専門家の集まりを立ち上げるといこと、以前はたしかそういうことをされていたというふうに、私は参加していませんけれども、記憶していますけれども。そういう予定はなくてこういう形をといことを考えているのか、あるいは別にまたそれなりのその道の専門家の方に集まっていたいで議論するようなことも考えていこういことを考えているか、どうい心づもりでしょうか。

○村瀬 前回の改定のときには、有識者委員会という形で改定について議論していただく委員会を設置しましたけれども、同様の委員会を設置するかどうかといことも含めて改定のプロセスといのはまだ具体的に検討しておらず、今後検討するとい考えです。

○米田副委員長 この案といのはこの次の公募のときに使うといことですよ。公募に示す業務案といことによろしいんですよ。

○村瀬 はい。

○米田副委員長 それで、2番についてなんですけれども、助言委員の経験に基づきとい文章で始まるんですが、これは全く新しい方が応募することを排除するものでは決してないとい理解によろしいですよ。

○村瀬 ええ、排除するものではございません。前回の公募のときにも委員会としての多様性に配慮して最終的に委員を決定する旨募集要項に記載しており、新しい方にも入ってくださいといような意味を含むメッセージは書いておまして、今回の公募においても、多様性を尊重しますといようなことを募集要項に記載する予定です。

○米田副委員長 どこかでそれが明示されていれればいいと思んです。誤解を招かないように少し表現を変えられたほうがいいのかなとい気がいたしました。

○長谷川委員 1年前か1年半前でしたかね、この助言委員の中でワーキンググループをつかって論点整理をしたり、そこをどう対処したらいいか、それからJICA側としてはどうそこを考えているかといような結構時間をかけてやりましたよね。あの成果といのはこの一連の今やっている作業の中でどうい位置づけに、どこでそれは役立つようなことになるんでしょうかね。

○村瀬 2015年度に、ガイドライン施行後約5年が経過したところで、運用見直しのご議論をしていただきましたけれども、その成果は、今年度の9月と10月の全体会でレビュー調査のアイテム案を説明させていただいた際に、資料をお示しました。レビュー調査のアイテム案には、運用見直しの議論で出された課題を明記させていただきました。そして、レビュー調査の中で運用見直しの課題について情報収集しまして、結果として報告させていただく予定です。

○日比委員 ありがとうございます。

同じく2番について。ここに書いていただいている文章のうちの環境配慮ガイドラインの改定に向けたレビュー調査結果及び調査結果に基づく包括的な検討、並びに必要に応じた改定に関する助言を行う、ということは、この助言委員は最後の助言を行うというそういう文章という理解で、その助言を行うのは調査結果そのもの、調査結果に基づく検討と、それから改定に関して助言を行うと。ちょっとわかりにくいのですが、あくまで助言であると。改定というプロセスにかかわり方は、JICAさんがする改定プロセスがあって、そこに外部から助言を行うということなのか、それとも改定プロセス自体にこの経験に基づいた助言委員というのが改定を担うメンバーとして参加すると、そういう意味ではないという理解ですか。

○村瀬 レビュー調査と調査結果に基づく包括的な検討、そして、検討結果に基づく必要に応じた改定というものについては、JICAが主体となって行うものと考えております。そこに対して少なくとも先ほど申しましたように、経験のある委員の方々に助言をいただきたいという考えを持っております。

繰り返しますけれども、では前回のようにいわゆる改定のことに関して議論いただく有識者委員会というようなものを組織するかどうかということについては、まだ具体的な検討はおこなっておらず、これから検討していく予定です。

必要に応じてガイドラインの改定を行う主体はJICAという考えの下で、例えば包括的検討が具体的に行われる際には、委員の方から助言をいただいて、それを我々事務局でまとめて、全体会合で報告するといったようなことが想定されますが、このあたりの進め方については、もう少し詰めなければいけないですけれども、この助言委員会の場を使うとすれば、JICA側から説明させていただくことを考えております。

○鈴木委員 いいですか。非常にクリアにしたいと思うと、2の一番最初のところをとって、環境社会配慮ガイドラインの改定に向けたレビュー調査結果及び調査結果に基づく検討はJICAが行って、必要に応じて助言委員に対して改定に関する助言を求めるといったことですね。基本的にはJICAがやって、必要に応じて、JICAが必要と感じれば助言委員に聞くこともあるよという理解でよろしいですか。

○村瀬 改定については必要に応じてということですが、今回お示しした業務内容案に基づいて、JICAからの説明に基づき助言を求めますというようなこととなります。

○佐藤 ちょっとまだ私説明を受けていないのでいいかげんなことを言ったら口ふさがれるかもしれませんけれども。基本的には助言委員会の方に検討のプロセスをお示しして、ご助言をいただいて、JICAがJICAの責任で取りまとめていくんだけれども、それに当たってどうしてもやはりこれまでの環境ガイドラインの運用に基づくアドバイスというのはどうしてもないと、例えば改定するしない、微調整にする、大改定をする、幾つかのオプションがあると思うんですけれども、そのこの入口のところは少な

くとも助言をいただいて、その後例えば微修正で済むという話であればこのまま助言委員会でご議論いただきながらJICAが決めていく、別途公開されたプロセスというのは必要ですけれども、やっていくということだろうし。大改定ということになると、これはもうとても助言委員会で全部まとめて議論したら何時間かかるかわからないということになれば、それは別の委員会をつくったらどうだという助言をいただいてやっていくということになるかと思えます。

○原嶋副委員長 2番の、今お手元の資料の2ですね、この助言委員の経験に基づきというところはちょっと省いていただいたほうがいいと思います。誤解が出ますので。助言委員がいろいろご意見を申し上げるということはいいと思いますが、問題は助言委員にはならないけれども、実際ガイドラインにステークを持ってると言いますか、関心を持っている方は少なからずいらっしやって、そういう人たちがもしご意見を申し上げたいときに助言委員にならなきゃいけないのか、あるいは別に会議を設けられるのか、あるいは公開のプロセスがあるのか、そのあたりがはっきりしないと、そういう方たちのご意見をどうやって吸い取る、取り入れるのかちょっとわからない、かわり方がわからなくなってしまうと思うんです。その点について。

○佐藤 助言委員会における議論とは別に、パブリックヒアリングその他公開の議論というか意見を言いたい人が意見を言うプロセスというのは確保する必要があると思います。

○原嶋副委員長 そういうご意見のある方たくさんいらっしやると思う。この会議でも何人か傍聴という形で参加されていた方もいらっしやいましたけれども、そういう方々のご意見がしっかりと取り入れられる、あるいはそういう方々が意見を申し上げられるルートが確保できる、その辺がちょっと。

○田辺委員 前回の改定は多分20回以上の委員会があつて、トータルで何十時間も使っているの、それと同水準なのかどうなのかわからないんですが、いずれにしても改定の中身について議論を始めるとすると、多分この助言委員会の中でおさまるキャパシティでないような気はします。どこまでが助言委員会でやるのか、どこから助言委員会外で、公開でやるのかというのはある程度早めに決めていかないと、ちょっと、多分この文章が出た段階で私どもも他のNGOから改定に関してどこでどうやるんですかということ聞かれると思うので、今の感触としては非常に助言委員会でやる部分は最小限ですよというニュアンスは伝わってくるんですけども、文章を読む限りだけだと多分そうは見えないので、早い段階でどこからが助言委員会でどこからはそれ以外かというような点決めていただけたほうがいいかなと思います。

○原嶋副委員長 ということで、一応最大公約数的な意見として、この経験という言葉はちょっと差しさわりがあるので使わないほうがいいということと、今後公開のプロセスを含めていろいろ関心をお持ちの方がどう関与するかということも少し方向性を示していただいて、その方々がどう関与していいかということがわかるようにして

いただいた上で助言委員としてまた協力するということでよろしいでしょうか。

○村瀬 項目2の修正については事務局内でもご意見を踏まえて検討させていただきます。

それから、当然ながら助言委員会はこれまでと同様に、オブザーバー参加については基本的に受け入れていますし、オブザーバーの方からも発言いただけることとなります。また、議事録も公開ということになっております。このように公開性を確保した上で議論していただく予定です。

もう一つ、先ほど田辺委員がおっしゃった助言委員会でごくまで抱えるかということですが、今考えておりますのは、ワーキンググループとして、月曜日と金曜日に枠を設けさせていただいております。1カ月ですと8回程度の開催枠があります。これまで幾つかキャンセルされてワーキンググループは月あたり2、3回という実施実績だと思います。今のところ、キャンセルされた枠の中で収まり、かつ1回あたりの議論も大体午後の適当な時間に収まるようなレベルで助言委員会の方にご議論いただくというような考えでおります。

○田辺委員 ワーキンググループですと、多分外の方に対する周知とか、それから資料の取扱いとか、そういったものが多分現状委員向け、委員で議論するためのセッティングになっているので、恐らく外に対してのアカウンタビリティという部分では今のワーキンググループのやり方というのは多分十分でないというふうに思います。

○村瀬 そうですね、今のワーキンググループのスタイルがいいかどうかというのは今後検討しておかなければいけないと思います。ただし、ワーキンググループの開催枠を使わせていただけるのではないかとこの考えを持っております。

○原嶋副委員長 助言委員会がいろいろガイドラインの改定についてご意見を申し上げるといことはやぶさかではないと思いますけれども、それ以外の方とかステークホルダーの方々がどう関与するかという道筋だけは少しはつきり今後示していただくといことはかなり必要だと思いますので、その点をご検討いただくといこと。くれぐれも経験という言葉は差しさわりがありますので、使わないで。

○作本委員 今の副委員長からのお話、助言委員の経験に基づきを削除するのは賛成です。これは後半とつながっていないという意味で、自明のことですね、これはもう助言委員に対しての業務命令ですから、それは言う必要ないと。

あと、必要に応じたという場合、誰が必要を感じるかということが必ず議論になるわけですね。そういう意味ではこの言葉も、助言委員に対して業務やれと言ってるんだから、言う必要はないわけで、JICAさんが考えたことをさらに委員に諮るという意味ではわかりきっていることですので、むしろこういう言葉はいらないんじゃないかといこと、必要に応じたも削除願えればと思いますけれども。

○村瀬 最後の文の、「並びに必要に応じた改定に関する助言を行う」という箇所の「必要に応じた」というところは、ガイドラインの見直しに関する項目の文言をその

まま引用しております。

○作本委員 この必要に応じたというのを2種類にとれるんですよ、誰がという考え方と、内容上の重要性という意味で必要性という意味で。ですから、これ必要に応じたという言葉を入れると、誰が感じて誰に対してということのを当然に一般の人読みますのでね。我々に対してはこれ構わないかもしれないけれども、一般にこれが公開、一人歩きするときには、むしろ自明のことなのであえて入れる必要もないんじゃないかと思うんですが。

○村瀬 念のため申し上げておきますけれども、このガイドラインの改定については、まだレビュー調査結果が出ておりませんので、現時点で改定が必ず必要だということまで断言できる段階にいたっていないと考えておりますので、やはり文言上必要に応じて改定を行うという考えではないかと考えます。

○作本委員 そうしたらね、これ必要に応じてという強い表現をむしろ弱めていただいて、改定に関して必要な助言を行ということで、後半にくっつければどちらの意味でつけているかわからないという、表現上ですけれどもね。業務命令というのはわかっていますから。

○村瀬 ご意見承りました。

○作本委員 意見ということで。

○村瀬 検討いたします。

○原嶋副委員長 ちょっとその点ご検討いただいて。あまり誤解を招かないようなきちんとした表現にさせていただきたいと思います。一応内容的には助言委員としていろいろご意見を申し上げるといことは皆さんそんなに否定的ではないと思いますので、問題はそれ以外のいろいろなステークホルダーの方をどう関与していただくとか、そこはよく考えていただくということが必要なので、またよろしくお願いします。

一応何か他にございますでしょうか。

一応この件についてはまたこういうことで話を進めさせていただいて。

次残りがありますね。

○村瀬 議事次第の最後、6番目の次回の会合スケジュールの確認です。次回の全体会合は、4月13日、金曜日、14時半から、場所はJICA本部で、こちらの113会議室での開催を予定しておりますので、よろしくお願いします。

あともう1点だけお知らせがあります。本日の資料の一番最後に2018年度の全体会合の日程を掲載いたしましたので、ご確認をお願いします。

事務局からは以上です。

○原嶋副委員長 すみません、ちょっと時間が押してしましまして。他に。

特になければ、一応今日予定したものは終わりでございますので、本会議これで終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

午後5時22分閉会